

第五回國會 衆議院 勞働委員會會議錄 第十五号

昭和二十四年五月七日(土曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 倉石 忠雄君

理事 角田 幸吉君 理事 福永 健司君

理事 吉武 恵市君 理事 前田 種男君

理事 川崎 秀二君 理事 春日 正一君

理事 島田 末信君

麻生大賀吉君 大橋 武夫君

小淵 光平君 佐藤 親弘君

篠田 弘作君 塚原 俊郎君

船越 弘君 青野 武一君

大矢 省三君 小川 半次君

土橋 一吉君 石田 一松君

石野 久男君

出席國務大臣

労働大臣 鈴木 正文君

出席政府委員

(労働局長) 高橋 一郎君

法務廳事務官 高辻 正己君

(法制第三局長) 高辻 正己君

法務廳事務官 牛島 辰彌君

(鉄道総局職員局長) 山崎 岩男君

労働政務次官 賀来才二郎君

(労働局長) 賀来才二郎君

委員外の出席者

法務廳事務官 神山 欣治君

法務廳事務官 平賀 健太君

大藏事務官 杉山知五郎君

労働事務官 石黒 拓爾君

専門員 濱口金一郎君

本日の會議に付した事件
公述人選定に関する件

第一類第十五号 労働委員會會議錄

第十五号 昭和二十四年五月七日

労働組合法案(内閣提出第一四九号)

労働関係調整法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

公共企業体労働関係法の施行に関する法律案(内閣提出第一五六号)

倉石委員長 ただいまより會議を開きます。

前會に引続き労働組合法案、及び労働関係調整法の一部を改正する法律案を議題に供します。質疑を許します。

佐藤(親)委員 私は簡單にお伺いいたしますので、どなたでもけっこうです。適当な方に御回答をお願いいたします。

「正当なもの」の解釈の点ですが、これを暴力と解するかいなか、疑問があるのです。というのは、争議の際に雇い人が使用者のうちの電話口にすわり込み戦術をする場合、これは決して乱暴なことはしません。私は労働委員會委員長としてそういう経験があります。たので、申し上げるのですが、この場合は暴力と解してよろしいのか、そうでないのか、こういう点であります。

賀来政府委員 お答えいたします。具体的な問題になりますと判断の困難な事情もありますが、ただいま承りました事情のように、使用者の意思に反しまして、その場所にむりに入り込んですわつたというふうなことが、もしあつたといひましたならば、これはやはり暴力の行使というふうな解釈ができるかと考えておりますが、なおこの

問題につきましては、いずれあとから検務局長が参りますので、検務局長からはつきりお答えをいたすことにいたします。

佐藤(親)委員 團體の運営のために、必要な経費の援助を受ける場合という点であります。これは使用者と

いうのを狭く解釈してよろしいのか、それとも使用者の親族または兄弟、妻等が相当の経費を援助してやつて、きわめて円滑に労働協調をなしている事実を承知いたしておるのですが、さうな点も使用者のものとして解釈してよろしいかどうか。ただいま申し上げた親族、妻、兄弟等が支出した場合は、妥当でないか認めるのがよいのか、お伺いしたいと思います。

賀来政府委員 これもきわめて具体的な御質問でありますので、一般的にお答えをいたしたいと思ひます。使用者の縁故者の場合は、多く使用者の意図を受けてやつてゐるものと考えているのであります。かような場合には、やはり使用者から運営に関する経費をもらつたものと解すべきだと考えております。ただ同じ兄弟でありまして

も、使用者の意図を受けていない、全然無関係のものでありますならば、これは別になります。そうでない場合は、原則といたしまして意図を受けてやつてゐるもの、かようにみなされたいと思ひます。

佐藤(親)委員 第十二條の準用規定の條文に関する問題について伺ひます。非訟事件の三十五條などに、区裁

判所の管轄とありますが、ただいまの裁判所法によりますと、区裁判所というのはありませんので、自然簡易裁判所と解釈してよろしゅうございませうか。

賀来政府委員 その通りであります。

佐藤(親)委員 十九條二十一号の船員法の適用を受ける船員に関する労働行政の所掌中、都道府縣知事の権限に属する部分を、海運局長でなく、直接運輸大臣とした事情はどうであるか、お聞きしたいのであります。

石黒説明員 ただいまの御質問に對しまして、お答え申し上げます。一般の労働委員會につきましては、労働大臣及び都道府縣知事の権限としております。都道府縣知事の権限としております。都道府縣知事が最高の責任を負うものでありますので、都道府縣知事が労働委員會につきましても責任を負う。しかしながら海運局長の地位と申しますものは、運輸省の地方支分部局の一部でありまして、都道府縣知事に四敵するほどの重き地位を占めるものではない。従つて労働委員會の委員の委嘱のような重要な問題につきましては、一支分部局長の権限ではなく、運輸大臣みずから行うことが適當であると考えたものでございませう。

佐藤(親)委員 第二十七條の審問権についてであります。これは相當準司法關係を含んでおります。この場合の不当労働行為について、調査審問をいたす場合があると思ひます。そうい

たしますと、この場合に証拠調べや証人調べをする場合がある。それになかなかずるい証人が出て来て、うそを言つて使用者を助けてしまつて、不当労働行為にしないようにならざるにせざる限り、かような場合において

は、宣誓を用いるのか、用いないで取調べるのか。要するにこの場合の二十七條の審問権の行使については、宣誓せしめるのか、せしめないのか。こういうことについてお聞きしたいのであります。

賀来政府委員 ごもつともな御質問であります。實際の場合にもいろいろあり得ると思ひますが、この審問におきましては宣誓等をさせることは考へておりません。ただ實際の取扱い、審問の形式、手続等につきましては、中労委で中労委規則によつて定めるといふことになつております。

佐藤(親)委員 第三十二條の点であります。一日十萬円と見續つて、七日の期間を不当労働行為違反をする

と、七十萬円の罰金ということになる。一日十萬円とすると大きな工場ならたくさんとられてもいいと思うのであります。小さいのはみなつづつてしまふと思ひます。こういう点も安当かどうか、少し修正する余地があるかどうかを質問したいのであります。

賀来政府委員 この点につきましては、昨日大橋委員長からも有力なる御意見がありました。また民事局第六課長からもいろいろ申し上げたのであります。が、われ／＼といひましたしては、十

万円以下ということになつておりますので、その事情によりまして適当な金額が定められるものと考えておるのであります。この法案につきましては、われわれもいたしましては、従来の経験から見まして、妥当であろうと考えておる次第であります。

○佐藤親委員 それでは第三十三條について権衡上お尋ねしたいのであります。五円以上二百円以下の過料、これは逆に輕過ぎやしないかと思ひます。

○石黒説明員 不当労働行為——命令に従わなかつたということに対しては、命令をあくまで強制しようという趣旨からでございますが、たゞいまの第三十三條の方の過料は、たとえ四つ角を渡るときに、歩道を歩かなかつた、こういうものはいかんのだといふことを、はつきりさせるために書きましたもので、いわば、そういう行為は不当であることを、はつきりさせるための形式的罰ともいふべきもので、實質的にうんと金をとつて、こらしめてやろうというやうな意思ではございませんので、非常に少額といたした次第でございます。

○佐藤親委員 ただいま一日十萬円は妥当であるといふことですが、最高十萬円とあるから、一日十萬円と見積つたのでしうが、裁判官が公正な裁判官であれば、いいのですけれども、今のところ、公正な裁判官も割合に少いと聞いているし、そういう人に公正を害する判定をされた場合は困るので、ひとつこの原案について、御考慮を拂ひ点がなきやいなやといふことをお尋ね申し上げたい。言いかえれば、修正する余地がないかということ

です。

○平賀説明員 この三十二條は十萬円といたしましたが、たとえば独占禁止法などで、公正取引委員会の命令に反した場合には五萬円といふことになつておりました、こういう命令の違反に對しましては、ほかの法律でも過料の額が相当高くなつております。それで特に三十二條で十萬円といたしまして、しかも作爲を命ずる場合には、命令の不履行の日数一日につき十萬円といたしましたのは、この不当労働行為の場合においては、その命令違反を処罰するのが目的ではなしに、命令を履行させて、一日でも早く労働者に救済を與えてやる。履行を強制する、履行してもらふといふことが主眼でありまして、その關係で、あまり低額の過料であります、たとえば不当労働行為をしたやうな場合に、復職をさせてかつ解雇以後の賃金をさかのぼつて支拂へというやうな命令を出した場合に、過料の額が輕うございまして、過料を納めて解雇した者を復職させない、賃金もさかのぼつて支拂われない方が得たといふやうなことになるので、過料の額をこのやうに高くいたしまして、そしてあくまでも履行を強制するといふ建前なのでございます。それから三十三條の過料は三十二條に比較いたしますと、非常に少額でございますけれども、これは民法の規定を準用いたしまして二百円、この一項、二項、特に登記の懈怠などの過料といふのは、他の法律でも非常に低額なのでございまして、三十二條と三十三條とは同じ違反でありまして、非常に性格の違ひものなのでございます。現行の労働組

合法ではこの第三十三條に該当する過料は五十円となつております。ただ民法との權衡上これを二百円としたのでございまして。

○佐藤親委員 最後に、今度は中労委または地労委の処分に対して、行政事件、訴訟特例法によつて裁判所に訴訟を起す場合の期間が、一方には三十三日と五日と書いてある。一方には三十日という規定があるやうであります。この十五日は、前日を含めないで、その命令の交付を受けた日から二週間の予定で、十五日と規定し、また他の三十日という規定は、そうした趣旨から、やはり三十日の期間を置くのかどうか、こゝをお聞きしたいのであります。つまり私の解釈しますところでは、十四日というのは、命令を受領してから二週間の期間であると思ひますが、どうであるか。一方には三十日という規定があるやうであります。それはおのゝ確定したものに対して關係があると思ひますが、かやうな場合は私の解釈する通り承してよろしいか、こゝいうことを御答弁願ひたいのであります。

○平賀説明員 この十五日または三十日と申しますのは、労働委員会の命令が交付された初日は算入いたしませんので、その翌日を第一日として起算して行くわけでありまして、ですから、中央労働委員会に再審査の申立てをするのは、命令を受けた日の翌日からでありますから、命令を受けた日を入れますと、十六日までに出せばよい。訴えでありましたら、命令を受けた日から一日、二日と計算して行きますと、三十一日目までに出せばいいということになるわけでありまして。

○佐藤親委員 その書類を出す場所は、中労委に直接出すのか、それとも不服の理由を地労委に出して、地労委からその書類を送付する手続をするのか。

○平賀説明員 これは中央労働委員会の規則によつて定められることになり

○青野委員 私は第七條の不当労働行為に對して御質問をいたしますが、その前に特に提案者側にお願ひしておきますのは、きのう労働局長は、大橋委員の質問に對しまして、よくわかりませんがお答えいたしましたというお話があつたのでありますが、わからぬのであつたのでありますが、むしろ何日か日を置いて、正確な資料を集めて、委員会に報告するなり、あるいは質問者に文書をもつて答弁書を出すなり、もつと眞剣にまじめにひとつやつていただきたいと思います。七百萬近くの労働者がこの労働關係法規の改正に對しまして、非常な関心を持つて労働委員会を見詰めております關係から行きまして、もう少し質問する方も、答弁する方も、眞剣さを持つてやつていただきたい、こゝいうことをまず先にお願ひしておく次第であります。

第七條の不当労働行為に對しまして質問いたしたいと思ひますことは、四月四日に山口縣の縣当局が、地方労働委員会と一緒にしまして、次官通牒に基いて山口縣の主要労働組合——中心になつて山口縣下で動いております労働組合の十一組合に對しまして、資格審査をやつて、その十一組合に對して組合としての資格を否認した決議をして、今問題を起しておりますが、こゝういふ問題は、次官通牒がどういふ内容を持つておるかということとひとつ明らかにしていただきたいのと、いづれの法規によつて、山口縣當局なり、山口縣の地方労働委員会が、この問題を取扱つたかといふことを一應お尋ねしたいと思ひます。

○賀來政府委員 次官通牒は、現行法の施行に關しまして、從來緩和的に扱つておりましたところの組合の資格、すなわち現行法の二條にあります点を、嚴格に施行をする時期になつたから、各地方行政廳においては、組合に對してその旨に従うやうに勧告し、指導するやうにといふ通牒であります。なおこの勧告にどうしても應じないといふやうな組合がありますならば、特に組合の主たる經費の問題、すなわち専従者の給与の問題については、いろいろ事情もあると思ひますので、六月の九日まで、すなわち次官通牒を出しましたのが三月九日でありまして、三箇月間の余餘期間を置くから、その間にやつてもらいたい。しかしそれは全部六月の九日までといふ意味ではないので、さやうな処理のできる組合は、すみやかにやつてもらいたい。この勧告に應じない場合には、労働委員会は組合の資格審査をやることのできる。かやうな意味の通牒であります。山口縣におきましては、それらの組合に勧告をいたし、あるいは勧奨し、指導いたしました結果、大部分の組合はこの現行法の趣旨の通りに、組合の規約を改正し、あるいは協約を改訂いたしましたのであります。十二と聞いております。十二の組合は、その勧奨に應じなかつたので、山口縣の労働委員会は資格審査をいたしまして、資格否

認をいたしたということ聞いております。ところがこれを資格審査した結果、否認になりますと、行政廳はその決定を組合に通知をしなければならぬのであります。これを通知をいたしましたが、組合におきましてはその事情がよくわかつたので、ただちに組合規約、協約の改訂をいたしましたので、その日付の翌日に聞いておりますが、資格審査の結果の否認の決定を取消したというふうに、われわれは報告を受けておる次第であります。

○青野委員 お話を聞きますと、三月九日から向う三箇月間の余裕があるように今お話がございましたが、われわれの入手しております情報は、四月四日縣當局から労働委員会に対してその委嘱をして、労働委員会はみずからその自主性と独立性を放棄して、行政廳の言うなりになつて、十一組合の資格を否認した。これは今改正案として出ております附則の中から行きまして、この法律がかりに本会議を通りまして、「この法律施行の期日は、公布の日から起算して三十日を越えない期間内において、政令で定める。」この法律施行の日から六十日以内にこの法律の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受けなければならない。と改正案にも附則として載つておりますが、現行法に基いてやりまして、今御説明のように、三月九日から向う三箇月間の余裕があるにもかかわらず、その途中において、この十一組合に対して労働組合の資格を否認するということは、すでにこれは山口縣當局あるいは地労委の行き過ぎである。こういう点はどのような方法によつて——この非

常に不利な立場に追い込まれた労働組合の立場から考えましても、地労委や、山口縣行政當局のやりましたことについては、たとえば法令から行きますならば、どういふ点にひつかかるか。その点もあわせて御答弁願ひたいと思ひます。

○賀來政府委員 お答えいたします。先ほど申しましたように、現行法の解釈におきましても、主たる経費を使用者側に仰いでおる、すなわち組合の専従者の生活費を使用者側からもちつておるといふようなことは、これは組合の自主性を失ひ、御用化してあるのである。従つて現行法を、当然施行當時から厳格に施行すべきでありましたものを、組合が発達するための搖籃期でありましたので、緩和的に処置して参つたのであります。本年の初めごろからそろ／＼さうな点は改めてもらつてもいい時期だし、また改めなければならぬ。かような建前から指導し、あるいは勧奨して参つたのであります。これはいつまでやつておりますが、これはいつまでやつておりますが、組合にとりましては非常に重大なことでもあります。また現状から申しましても、苦しいことには違ひないのであります。なか／＼踏切りがつかない。御承知のように電氣産業労働組合におきましては、あれだけの大きな組合でありましたが、余裕期間のぎりぎりには、全部廃止するといふようなことをみずからきめていたのであります。この余裕期間といふのは、この間にせめて最後には、やはり六月の九日、すなわち三箇月以内には、やつてもらいたいといふのであります。これをその以內において、いつ、どうい

うふうにやるかということ、組合自身できめるべきでありましようが、各府縣におきましては、各地の組合の事情に應じて、適當な時期にすみやかに廃止するよう勧奨するようにといふようなことを言つておりますので、おそろ／＼山口縣におきましては、地労委はさうな立場から、一應四月四日という日にちを切つて、勧奨したものと考へておるのであります。なお本法の附則におきまして、六十日の余裕期間を置いておりますのは、法人たる組合の種々な關係からいたしまして、この余裕期間を置いた次第であります。

○青野委員 主たる経費を使用者側から受けているという御説明であります。この十一組合はほとんど産別系の組合だと聞いております。全国的に統計をとりましても、専従者の給料とか、あるいは主たる経費をもちつておりますにもかかわらず、統計の面に現れておりますのは、むしろ使用者側からさういふ援助を受けている組合の方が、もつと戰闘的であるような統計をわれわれは見ているのであります。この山口縣下の十一組合は、ほとんど産別系の労働組合であると聞いておりますが、どういふ組合が、どういふようなくあいに、主たる経費を受けているかということが、おわかりになつておりましたら、御説明願ひます。

○賀來政府委員 先般お手元に差上げました労働組合に関する調査の資料の中に、一應どういふ程度に使用者側から専従者が賃金を受けているかということが、差上げておいたのであります。が、ただいまの御質問に關しましては、ここに詳細な資料を持つております

せんのので、いづれ調査をいたしまして、差上げたいと思つております。

○春日委員 関連してちよつと……この次官通牒が出たときに、私も二月六日に當時の増田労働大臣にも会つて、こゝういふものを強制するのはけしからぬといふことを話を持つて行つた。そのときの話では、これは通牒であつて、決して強制的にやるものじやないといふふうな答弁であつた。ところが、もつとつて込んで言えば、今あなたが言つたように、とにかく労働組合ができたばかりであつたから、労働委員会としても、給料をとるといふことはまあいいということにして來た。事実して來た。法文通りに解釈しても、労働組合の理想からいつて、これはもちろん組合員の金でもつて、専従者を養ふことの方がいいけれども、日本の戦後の労働者の賃金状態で行けば、組合を發展させるためには、やはりそれが必要だといふことで認めて來ておつた。ところで、さういふ事情が一体どうかわつたかといふ問題です。労働者の生活がそのときよりもよくなつていくかどうか。政府の統計でいへば、實質賃金は上つたとか何とか言つていけるけれども、特に今これを強行して來て三月、四月、五月において、全國に一万以上も賃金運配工場がある。日電工場のごときは一月分を十二回に割つて拂つてゐる。さういふひどい状態で、自分の飯も食えないような状態になつてゐる。特にひどいところは、会社組合費を差引いて組合員に渡すような協定ができてゐる。その組合費を差引いた会社が、それを使い込んだといふようなところすらある。それはどう

も、さういふことを言つておる。労働組合の生活も苦しい。労働者の生活が楽になつたから出せるということなら、りくつは通るけれども、そうでなくて、給料も満足に拂えない状態で、しかもこれを強行するといふふうなことの結果、どうなるかといふ。労働組合をぶつつぶすことになる。つぶすのが労働省の仕事かどうか。その点はつきりお聞きしたい。

○賀來政府委員 専従者の給与の支給を打切るようにといふふうな方針をとつて参つたことにつきましては、昨日も申し上げた次第であります。春日委員の御意見はわれわれも現在の組合の状況を知つておりますので、一應われわれといたしましては理解できるものであります。しかしながら昨日も申しましたように、九原則はやはりわが國の至上命令としてやつて行かなければならぬ。さうな場合に、組合はいかにそれが苦難の道でありましても、強くなければならぬ。組合が強いといふことは自主性をはつきり持つことである。自主性を持つてこれに對処しなければならぬ時期が到達したのである。

第二は、わが國の労働組合運動も戦後三年を経まして、この六月にはいよいよ國際労働會議にオブザーバーとして出席するやうな時期に立ち至つてゐる。従いまして、世界中でも例のない、すなわち組合の幹部、しかも委員長までが使用者から生活費を受けてゐるといふやうな形容をされた場合に、わが國の労働組合運動が世界的に進出する一つの障害になる、かように考へるのであります。しかも三年を経た今日におきましては、組合はみずから力によつて、きわめて自主的に強

けておりませんので御答弁しかねますが、あとの労働法規改悪反対の四時間ストの問題について、考え方をお答え申し上げたいと思います。このストライキは現行の組合法、労働法から申し立てても、正当なる争議行為とは認められないのであります。従いましてもしこれをやりますならば、不当な争議行為という解釈をいたしておるのであり

ます。不当の労働争議ということになります。不当ならば、八條の關係からいたしまして、使用者側は、場合によりましては損害賠償というふうなことになるかと思いますが、その点は法務廳民事局の方からお答えを申し上げたいと思います。

○平賀説明員　争議行為が正当であるかどうか、正当性の問題につきましては、昨日留保になっておりまして、その際刑罰の關係をも一括して御説明申すことになると存じますが、簡単に申し上げますと、労働法規改悪反対の四時間スト、これはいわゆる政治ストな

のでございまして、組合法の一條一項に掲げた目的のためになされた行爲だとは認めがたい、正当な争議行爲とは認めがたいということになりますので、八條の關係におきましても、損害賠償の請求ができないという保護を與へられない、従つてもし損害賠償の原

因がありますならば、使用者は組合に
対して損害賠償の請求ができるという
ことになるのでございます。これはや
はり具体的に見ないとわかりません
が、八條の關係では、不法行為、債務
不履行両方含んでおりまして、問題の

場合は不法行為という場合よりも、むしろ債務不履行を原因とする損害賠償

の問題が起る余地があると思うのでございませう。

○青野委員 労働省に直接関係はありませんが、解釈をちよつと承つておきたいと存じます。この会場の使用を、当日あるいはその前日の夕方になつて取消したという事は、これは極東委員会の十六原則の精神に照し、明らかに不当行為である、われわれはこう解釈しておりますが、こういう問題は、かりに今改正案の出でおります労働法規が決定いたしましたならば、全国的にたくさん起つて来ると想像し得るのであります。大体戦後に御承知のように労働組合が急速に発展いたしましたので、その間直りの遅れもつて全国的な組織をもつて、ある意味では無用の刺激をする。また考え方が、非常に労働者を敵視しておりますが、傾向から行きまして、こういうことが次から次に繰返されるということによつて、今日より以上に労資の対立が激化して来る、ひいてはそれが日本の経済の復興に支障を来し、祖國の民主的な再建に大きな影響があるもので、この会場をその当日になつて貸さないといつたようなことは、明らかにこれは一つの不当行為であるとわれわれは考えますが、労働省当局はこれについて、どういふ考え方を持つておるかというのを、念のためにもう一應お伺いしておきたい。

○賀来政府委員 御意見にもありますように結果になる、たとえばこれから使用者側が無用な、あるいは不必要に、労働組合側に対して強力な申しますか、無理難題な態度をとる、それがために紛議が激発するということにつ

きましては、労働省としてはさうなことが起ることは非常に遺憾に考へるのであります。もしさうな状態になりますならば、労働省といつてもは使用者側に対して十分注意を喚起しなければならぬものと考へております。ただ八幡のグラウンドの問題は、先ほど申しましたようにそれが管理しておつて、どういふ事情で断つたのかわかりませんので、これにつきましてもの答弁はごかんべん願ひたいと思ひます。

○青野委員 まだ各條にまたがつて質問もございしますが、昨日から運輸省関係の方に御出席を求めておりますので、それをあとにまわして、運輸省関係のこの前質問を保留しておりましたのを、御質問申し上げたいと思ひます。これは福岡縣の糟屋郡の志免炭鉱の問題であります。この従業員は約三千名ほどおるのであります。これは運輸省の指定炭鉱であります。申すまでもなく國營であります。日産千三百トン、月に四万トンを目標にいたしまして、関係筋からの強い要望もあり、炭鉱視察團の要求もありましたので、今日ではほとんど月四万トンの自立体制が確立して、三千の従業員が非常な努力を續けておるのであります。ところが各省あるいは國鉄その他に對しまして、現業、非現業二割、三割といったような画一的な餉首が行われるものと考えまして、非常な動搖を今日來しておるのであります。この運輸省指定炭鉱の志免炭鉱の三千名のうち、何割整理をするか考えであるか、あるいはほかに聞きますと、関係筋あたりは、月四万トンの石炭が出るようになれば、あながち人員を整

理する必要はないといつたようなお話も聞いておるといふようなことを、従業員の諸君は言つておるのであります。ある省のごときはその事務の上から行きまして、むしろ整理するよりも、人間を増員しなければならぬといふような場合も起り得ると思ひます。労働大臣がある新聞に言つておりますように、今度の行政整理、人員整理は画一的にはやらない、こういうことを聲明しておりますが、この運輸省の指定炭鉱である志免炭鉱の行政整理に對しましては、すでに関係筋の強い要望である月四万トンの自立体制がほとんど確立しかつておる。かような炭鉱にも、これに對して行政整理あるいは人員整理等をおやりになるか、これも運輸省側といつたしましては、この点についてどういふ御所見を持つておられますか、この点をひとつ明らかにしておいてもらいたいと思ひます。

○牛島政府委員 お答えいたします。志免炭鉱はたゞいまお話がございしましたように、戦後海軍より引継ぎを受けまして、運輸省において経営をして参つたのであります。もちろん運輸省が直接経営しておりますので、國營の炭鉱といつたしましては唯一のものであります。志免炭鉱におきましては昨年度におきましては、私専門屋ではございせんから、はつきりは知りませんが、大体三十一万二千トンの生産を上げたと思ひます。これに従事しております人員は、たゞいま三千人といふお話でございしましたが、實際は約六千人ほど従事しておるのでございます。すなわち炭鉱に直接従事いたしております、いわゆる炭鉱経費でまかなつ

ておりますものが五千五百人、そのほかいわゆる用品経費と申しておりますものが百四十五人、病院の経費でまかなつておりますものが百九十五人、そのほか現在工事を実施いたしておりますので、その関係で工事経費でまかなつておりますものが百七十八人ばかりでございます。従ひまして、六千人ほどの人員で三十一万二千トンを出して、最近におきまして非常に生産が上つておりますことは事實であります。これに對しまして本年度におきましては、約年間四十万トンを出發する計画をいたしております。現在一番問題になつておりますものは、志免炭鉱所におきまして出發しております炭價といふものが、一般の單價よりも高い。鉄道においてこれを便宜にいたします場合において、炭價が非常に高いことは事實でございまして、鉄道といつたしまして、このカロリーの高い石炭をせむと使いたないのでございますけれども、一般に單價が高い。従つてこれに對しまして非常な批判が加えられて、関係の方面からも強い勧告が出ておりますので、ここに経営の合理化といふことを考えまして、一方において生産を上げますし、戦争以來いろいろと冗費もございまして、人員においても年齢の関係その他から、能率の上らないものも若干はあります。また坑内、坑外の人員割合も、先般GHQからいろいろと勧告等もございまして、そういう点ををらひ合せまして、経営の合理化を実施しなければならぬ。そうして何とかしてこの單價をいさしく引下げ方向に進んで参らなければならぬ、こういうことを考えまして、経営

の合理化の方針を炭鉱としては立てておるのであります。この点につきましては、幸いに労働組合におきましても非常に理解を持ちまして、協力的に実施をいたすことに、外部的には話が進んでおりますので、年間四十万トンを生産いたしまして、單價は大体におきまして三千円を少し出たところと考へて、生産が得るようによつて参りますものが、志免炭鉱所といつたしまして、また鉄道の本年度の獨立採算の立場から行きまして、けつこうなにとだと思つておる次第であります。ここにおきまして實際問題といたしましては、坑内、坑外の配置轉換その他も行われ得ると思ひますが、いまだ實際には実施はいたしておらないわけでございます。具体的数字その他につきましては、たゞいまちよつと数字がございせんので申し上げられませんが、もちろん画一的に二割とか三割といふような方面からではなくして、炭鉱の経営上必要な人員にいたしまして、生産も上げ、能率の向上もはかりたい、こう考へておる次第であります。

○青野委員 この点に關しましては、すでに十五年、二十年、三十年と炭鉱で働いておりました、附近の三つの炭鉱あたりと比べまして、團體交渉権も、あるいは争議権もなく、そうして画一的な餉首によつて失業の街頭に投げ出されますと、その失業者のほとんど大半は、年をとつた人とか、あるいは小さい子供をかかえておる家庭の諸君で、この失業者の増大する傾向にあります。このときに、事実上再び職にありつてくることができない、この不安が強いのでありますので、この点に關しては特にこの運輸省指定炭鉱の整理に關

しましては、他の官廳とは趣を異にしておられます点を、ひとつ留意しておいていただきたいということを、希望しておきます。

労働組合法の第一條の目的につきまして、きのうの問題になつておりましたが、二項の但書の暴力否定は、私に言わしめまします、將來不当に濫用されるおそれがあるものでありまして、私どもはむしろこの暴力否定の但書は、必要がないように思ひます。と申しますのは、ここに御質問したいと思ひますことは、勢いに乗つて多数の労働者諸君が事務所に交渉に行く、あるいは議論の末に遂にガラス一枚割る、あるいはタバコ盆を投げるというようなことが、あるいは今までもあつたかも知れませんが、そういう点につきましても、誇大にこれを官廳に報告されましますと、勢いその正当なる労働争議行為の中から、重要な人物が責任者として、あるいは警察方面にひつぱられる、そういうことは、從來も例があつたのであります。そういう点についての当局の御所見も承りまするが、一つつけ加えて申し上げたいと思ひますことは、それにも増して、特にこの炭鉱地帯には、使用者側の裏面に一つの大きな暴力的な背景があるのであります。この労働委員会でも香月の殺害事件について、法務廳の意見を私も質疑の形式でお尋ねいたしましたように、この前の議会で問題になりました大辻炭鉱の例をとりましても、有力な人で、元代議士をやつておつたような経営者が、みづから公然とあいくちをふところに入れて、労働組合の事務所に一箇月もがねばつて、そうして反対するなら承知しない、労働組合の諸君は

われわれが引受けたといつたような、一種の威喝をもつて、大辻炭鉱に相当の波瀾がありまして、遂に貝島炭鉱の手から、一種のボスの手に名義の変更が行われたといふことは、衆議院の鉱工業委員会でも問題になりましたが、そういうことは常務方面でも、北海道方面でも、特に九州の筑豊方面でも、日常茶飯事のように繰返されておる。使用者、一つの炭鉱の経営者ととの間に、そこに働いておられます労働者が、どうしても食われぬから、最低生活権の要求のために争議をやる、賃金の増額の運動をやる、物價の値上りによつて食われなくなつて、やむにやまらず最後の武器であるストライキをやりますときに、炭鉱経営者が直接暴力を振舞はしたしませんが、それと關係を持つておる隣の郡、あるいは遠く離れておる方の業者と連絡をとり、その方面から、そういうつたような暴力団が常に労働組合を圧迫し、無用の刺激を與えて、遂にまとまる労働争議も一箇月あるいは二箇月、あるいは三箇月と延びて行つた実例はたくさんあります。ただ労働組合側が正當なる労働争議をやつておるときに、その交渉の過程において、單に器物を破壊するとか、簡単なガラスが一、二枚破れたといふ点において、労働組合の指導者が、その大事な交渉の途中からひつぱられて行くが、そういうことよりも、むしろ大きい暴力団が、炭鉱経営者側の背後のことの方が問題であるといふことを、私どもは自分の體驗から知つております。こういう点で、非常に問題が複雑化して來ると、勢い常規を逸して、暴力的な対立になる、そのときに、労働組合の組合員だけ

が、この但書によつて処罰を受けるといふことは、これは非常に不公平である。こう考へるのであります。が、そういう点についてこの暴力否定の但書は削除するお考えはないか、あるいはこれをなさないといけないように、仕向けられるといつたような暴力に對しては、どういふ條項によつて、いわゆる罰則を設けて取締られるお考えであるか、これをひとつお尋ねしておきます。

○高橋(一)政府委員 ただいまのお話の、第一條第二項の暴力否定を削つてはどうかといふ点につきましては、第一條第二項の本文の方が、組合側の争議行為につきまして、免責の規定を設けておるのであります。従つてその但書におきまして、組合側の暴力の問題を書き上げておるわけでありまして、もしこの前段の方に、使用者側の争議行為の免責規定が含まれておりましたならば、但書におきましても、当然使用者側を含むような、暴力の否定の一規定を設けるべきであると考えておるのであります。この点は別段組合側の暴力だけを否定するといふような考えに基いておるものでもありませんし、また規定の書き方から申しまして、そういうような誤解もないと考へるのであります。これは削除するといふような考へは、法務廳としては持つておりません。ただ御指摘になりましたやうな、大体において、平和な方法で争議行為を行つて参ります際に、とかか感情が激して、たまにガラス一枚割るといつたような事故が起ることは、間々あると思ひます。これは犯罪の性質といふ問題でなくして、檢察の方針といたしまして、やはり争議行為の性

質上、これを大まかに見まして、かような事件を、一々重箱のすみをほじくるやうに掘り立てるといふ考へはございせん。それから争議行為に限らず、暴力はすべて否定するといふことを、法務廳といたしまして考へております。先日お話のしました香月の事件は、当時私その報告書を読んでおりましたので、お答えが抽象的であつたのでありますが、その後接しました第一回の現地の報告によりまして、現地の檢察廳も非常にこれを重要視して、あの事件を契機に、香月について徹底的にこれを調査するといふやうに言つて参つております。そうしてあれは福岡地方檢察廳の管内の小倉支部の事件でありまして、小倉支部の上席檢察以下が最初出張して参りましたので、さらに本廳の方から次席檢察以下を出張せしめて、捜査に當つておるやうであります。その結果に當つておることは、まだまとまつた報告を得ておりませんけれども、このような態勢であるといふことは、檢察廳がその点につきまして、熱意を持つておるといふ一つの現われであるといふやうに、考へておるのであります。

○青野委員 法務廳の取締り方につきましても、これは少しくどういふやうであります。これは少しくどういふやうであります。一面町有林拂下げの問題に對しまして、民主化同盟が先頭に立つてこれをあはいて、その不正を糾弾して、不正の絶滅を期するためにやつた仕事でありまして、附近の炭鉱の労働組合員は、ほとんどこれを支持したのであります。ところがたまに炭鉱経営者の経営しておられます炭鉱の中から、一

人の殺人犯が生まれまして、その中心であつた前縣會議員を、やりの穂先で突つ殺したのであります。これは直接でありましたが、私の懸念するのは、この暴力行為の但書にありますが、その争議をやつておられます炭鉱経営者とは、表面關係のない方面から、いろいろなそういう人々を雇つて來て、自分たちは涼しい顔をして、その無言の非常な大きい脅威力を持つておられます暴力が、これら組合の諸君にのしかかつて、そうして正しい主張も、遂に暴力の前に葬り去られて行くといふ傾向が今までもあり、この條文をつくることによつて、より以上無用な迫害と彈圧が行われるのではないかと。これはおそろく組織せられておる労働者といふところにかかわらず、この暴力の但書が入つておることについては、日本の労働者はほとんど反對するであらう。第一次試案にも、第二次試案にも、この暴力否定の但書といふのはなかつたのが、今回の最終の改正案に載つておるのであります。この点については、やがて賛否の討論のときに、それだけの意見を發表することになりますので、これ以上は意見になりませんから申しませんが、こういうつた内部事情をよくのみ込んでいただいて、法務廳は嚴正公平な立場から、常に労働組合の保護育成のためには、経営者側よりも、むしろそういうつた不利な立場にある労働組合のために、公平な態度をとつて行く。地方警察あるいは國家警察にいたしまして、地方々々の強力な力を持つておる人の影響下にあることを常に考へられて、公平な立場で法務廳はやつて行つていただきたいといふことを、希望しておく次第であります。

質上、これを大まかに見まして、かような事件を、一々重箱のすみをほじくるやうに掘り立てるといふ考へはございせん。それから争議行為に限らず、暴力はすべて否定するといふことを、法務廳といたしまして考へております。先日お話のしました香月の事件は、当時私その報告書を読んでおりましたので、お答えが抽象的であつたのでありますが、その後接しました第一回の現地の報告によりまして、現地の檢察廳も非常にこれを重要視して、あの事件を契機に、香月について徹底的にこれを調査するといふやうに言つて参つております。そうしてあれは福岡地方檢察廳の管内の小倉支部の事件でありまして、小倉支部の上席檢察以下が最初出張して参りましたので、さらに本廳の方から次席檢察以下を出張せしめて、捜査に當つておるやうであります。その結果に當つておることは、まだまとまつた報告を得ておりませんけれども、このような態勢であるといふことは、檢察廳がその点につきまして、熱意を持つておるといふ一つの現われであるといふやうに、考へておるのであります。

○青野委員 法務廳の取締り方につきましても、これは少しくどういふやうであります。これは少しくどういふやうであります。一面町有林拂下げの問題に對しまして、民主化同盟が先頭に立つてこれをあはいて、その不正を糾弾して、不正の絶滅を期するためにやつた仕事でありまして、附近の炭鉱の労働組合員は、ほとんどこれを支持したのであります。ところがたまに炭鉱経営者の経営しておられます炭鉱の中から、一

もう一つお尋ねしたいと思ひます。とありますが、これは商工大臣が閣議があつて参りませんから、炭労本部が指令しております波状ストの問題と低品位炭鉄の公團買上げの停止、統制の撤廃、炭價の引下げ等によつて、常磐初め北九州方面の中小低品位炭鉄が非常に圧迫を受けて、壊滅状態の直前にありますことについて、午後適當な機会に、商工大臣にこの二つの問題で御質問をしたいと考えておりますので、委員長におきましては、私の質問のその点に關する保留をお許しを願つておきたい。

こまかい問題はまだ四つ、五つありますが、質問をほかに譲ります。關係上、最後にお尋ねしたいと思ひます。すことは、きのう労働政務次官は委員会で、この改正案が今日の日本の現狀に即して一番正しいものである、これが一番よいと信じて出したのであります。すというお話があつたのであります。

が、日本の労働組合が、特に煽動されたとか、煽動されないとかいうことを度外視いたしましても、ほとんど全部が、常識的に一般的には現行法を、二年抜つてもいい、不備な点はあるが、現在の労働組合法で、二年間やつて行きたい、これが一般的な労働者の意見であるように私たちは考へる。むしろ現行法の不備な点を、労働組合の保護育成のためにもつと改良せよ、こういう強い進歩的な考え方を持っております労働組合の指導者も、たくさんあるのではありませんか、われ／＼から見れば、今度の改正案は第一次試案、第二次試案を通り越しまして、相當緩和せられておる点は認めます。よくなつた点も二、三あることは認めま

す。けれども六百七十万の日本の組織労働者が、ほとんど全部が反対しておるにもかかわらず、労働省当局は、これは今の場合一番りつばなものであると、労働者にどうして押しつけなければならぬか。労働省だけがいかにかに時宜に適した労働組合法でありますと言つても、日本の労働者のほとんど大部分が、今の労働組合改正法には反対だという立場をとつておるときに、これを押しつける必要はない。どういふ理由か。その内部にはいろいろ複雑な事情もあると思ひますが、それは討論に譲りまして、そういう点について、政務次官は昨日これはりつばなものであります、一番正しいと信じて出したと言つておりますが、日本の労働者は全面的に反対しておる。毎日労働法規改悪反対の陳情で、私どもは忙殺されておりますが、こういう点には忙殺されておる。お答えをお願いしておきます。

○山崎(岩)政府委員 お答え申し上げます。昨日の私の発言について、おしかりを受けた次第でございますが、本法案を上程いたしました経過については、いろいろなる迂余曲折を経て参りましたことは青野委員にお知らせされても必ず御承知のことと思つております。第一案といひ、第二案といひ、それを公表いたしました公聴会にまでかけましたその案も、いろいろな経緯からしまして、いろいろ改訂を見るような時期になりました、ただいまのような原案となつて、皆様方の御審議をいただいております。そのために、日本の現在の國家の政治を行つて行く上においては、いろいろないさかいのありますことは、

皆さん御承知の通りであります。日本の政治運営が、独立の立場でもつてきていないことも、御承知の通りであります。従つてこの法案を提案いたすにつきましても、GHQからもいろいろな御指導と御援助と御助言をいただきました。最もよいものとして練り合せました結果、ここに皆さん方の御審議をいただくようになったのであります。従つて本法案を提案いたします当局の者といひましては、これはやはりいろいろな過程を経まして、練りすので、これは現在の状況から見まして、一番いいところにおちついたものだ、こういう考えを持つて上程したというにはかならないのであります。それからいろいろ御批判の点もあられますし、また労働者諸君においては、いろいろな点をピックアップして、その点について強い御批判もあるかと考へるのであります。けれどもたゞいまの社会環境から見ても、政治運営のいろいろないさきさつから申しまして、これ以外に良案を得る道がなく、本法案を最もよいものとして提案をいたしました。この立場を御了承を願ひたいと思つております。私の言葉にもいふ過ぎがありましたら、お許しをお願いしたいと思います。

○倉石委員長 御静聴に願ひます。○青野委員 最後にもう二つの点に關連してお伺ひいたしますが、労働者の全面的な反対を押し切つてこれを改正して、そうして労働者の反響を買一節に申しましたように、未組織労働者を含めて、約一千二百万の労働者の

反対を買ふということが、いかに労働者の生産意欲を減退せしむるかということ、これははかり知れる大きなものであると思ひます。労働力にたよらずして、日本の民主的な再建も、経済の復興もあり得ません。労働を通じて経済復興に寄與せんとする日本の労働者の、今考へておる労働法規に對するその精神を蹂躪しては、労働意欲の高揚などあり得ぬと思ひます。この点についてお答えを願ひたいのと、労働者が自分の労働力を發揮して、そうして日本の再建の主体勢力になろうとして、齒を食い縛つて苦しい生活の中からも働いております現状を見て、私どもは日本の資本家が、特に不必要な刺激を與えたり、感情的な対立をして行くような氣持を一擲して、労働者を中心として、資本家みずから一段下つたところからこの勢力に協力して、日本の経済の復興と生産力の増強のために努めて行くといつたような考へ方が、今非常に必要な時期であると呼ばれておりますが、労働省当局はこの労働組合法の改正を通して、日本の労働者の労働意欲を減退せしむるの行方——資本家がそういう考へ方で労働者と相協力一致して、日本の再建のために邁進することが一番正しいと私どもは考へておりますが、そういう点について——労働省は労働者のサービス省であります。どんな反動的な政策が出ましても、労働者のための労働省である限りは、この二点について、労働省はこういう考へ方を持つておるといふことを、はつきりここでひとつ御所見を承つて、私の質問は一應これで打ち切らせていただきます。

○山崎(岩)政府委員 青野委員の御意見、まことにこもつともでございます。見、その点につきましては、大臣から日本の労働行政の運営の面から、いろいろお話くださいますことがほんとうかと思ひます。昨日の私の発言に關連しましての御意見でございますので、私から一應お答え申し上げたいと存じます。もちろん御説のうちにありました通りに、日本の経済の再建をはかりますことのためには、何としても労働者諸君の生産意欲にまつことが大なるものがあるものであります。物の取扱ひよりも何よりも、最も大切なものは人の取扱ひであります。魂の取扱ひの問題であります。どんなによいものをこしらへても、その魂の点において協力するだけの燃え盛るものがなかつたならば、これができ上らないことは、先刻お説の中にあつた通りでございます。従ひまして、労働省当局としましては労働省設置の本然の性格というものをよく見きわめまして、労働者諸君とともに、よく相携えて、この難局を打開して行くことに努力して行かなければならぬことはもちろんのことでございます。従つて本法案が皆様の御審議を頂戴いたしました、法律として成立することができましますならば、この法律案の意図するところが奈辺にあるか、この点につきましては、労働者諸君にも十分御納得の行くように、私どもの方からいろいろの出向きましてお願い申し上げ、説明を申し上げまして、そうして御協力をいただきたいと思います。どうか今後とも、各界にわたつて御指導のほどをお願い申し上げます。

○山崎(岩)政府委員 青野委員の御意見、まことにこもつともでございます。見、その点につきましては、大臣から日本の労働行政の運営の面から、いろいろお話くださいますことがほんとうかと思ひます。昨日の私の発言に關連しましての御意見でございますので、私から一應お答え申し上げたいと存じます。もちろん御説のうちにありました通りに、日本の経済の再建をはかりますことのためには、何としても労働者諸君の生産意欲にまつことが大なるものがあるものであります。物の取扱ひよりも何よりも、最も大切なものは人の取扱ひであります。魂の取扱ひの問題であります。どんなによいものをこしらへても、その魂の点において協力するだけの燃え盛るものがなかつたならば、これができ上らないことは、先刻お説の中にあつた通りでございます。従ひまして、労働省当局としましては労働省設置の本然の性格というものをよく見きわめまして、労働者諸君とともに、よく相携えて、この難局を打開して行くことに努力して行かなければならぬことはもちろんのことでございます。従つて本法案が皆様の御審議を頂戴いたしました、法律として成立することができましますならば、この法律案の意図するところが奈辺にあるか、この点につきましては、労働者諸君にも十分御納得の行くように、私どもの方からいろいろの出向きましてお願い申し上げ、説明を申し上げまして、そうして御協力をいただきたいと思います。どうか今後とも、各界にわたつて御指導のほどをお願い申し上げます。

○倉石委員長 それでは午後一時半まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時二十二分開議

○倉石委員長 休憩前に引続き会議を開きます。

前会に質問を保留しておられました篠田弘作君に発言を許します。篠田弘作君。

○篠田委員 昨日質問いたしましたけれども、大蔵関係者がおいでにならなかったで、答弁は保留になつておりますが、これは直接労働組合合法の問題には関係がありませんけれども、労働者の生活及び中小企業者には非常に重大な関係がありますので、ちよつと御質問したいと思ひます。それはほかでもありませんが、炭鉱の住宅その他請負の問題であります。御承知の通り、復金の融資が打切られたために、大抵は、そういうふうな急に復金の融資が打切られるとは考えておりませんでした。従つて最初の計画に従つて炭鉱住宅をどん／＼建てておつた。ところが、実際に炭鉱住宅は八〇％の建設を見たにかかわらず、復金の融資は五〇％において打切られた。こういうような場合におきまして、支拂いは五〇％きり支拂われぬ。しかるに中小企業者であるところの炭鉱住宅請負者においては、労働者に対しては八〇％の資金を支拂わなければならぬ。しかも今後炭住といふものが、復金の融資打切りによつて復活する見込みがないとするならば、その手元にかかえておるところの労働者を解雇しなければならぬ。これには当然解雇手当を出

さなければならぬにもかかわらず、実際は三〇％は中小企業者の立てかえであつて、そうして労働者の賃金も拂うことができないし、また労働者の解雇手当も拂うことができない。労働者の方からいふならば、結局賃金をもらひ、あるいは解雇手当をもらはぬ限りにおいては、先の見込みがないことがわかつておりながら、そこにいつまでもついていなければならぬという、実に矛盾した、いわゆる悲惨なるところの結果が生れておるのであります。

これに對しまして、労働基準局もいろいろありまして、労働基準局もいろいろありまして、労働者の賃金を拂わないならば、労働基準法によつて処罰するといふような、おどかし文句を言つておる基準局もあるといふことを聞いております。先般北海道の空知の炭鉱関係の請負者がやつて参りまして、そういう陳情を私にしたのであります。これは實際問題としてまことに憂うべき状態であると思ひます。一方において復金の融資を打切つたといふことについては、一つの大きな國家の要請によつてやられたことでありまして、うけれども、その後に来るところの問題に對して、救済の方法がないといふことは、これは政府としてどうかと考へられるのであります。これに對しまして大蔵省としては、どういふ態度をもつて臨んでおられるか。このまま労働者の賃金といふものをたな上げして、そうして中小企業者がそのためにつづれ、労働者がそのために困つても、さしつかえないといふ考え方を持つておられるか。それとも、できるだけ早い機会において、親切なる方法を講ずるお考えを持つておられるかとい

うことをひとつお聞きしたいと思ひうであります。

次に法務廳の方が見えておられましたならば、労働基準法は法務廳としてそういう場合にも適用するかどうか。この問題について伺ひます。

○杉山説明員 ただいま御質問になりました点につきましては、実は先般來大蔵省といたしましては、鋭意解決策を検討いたしておりますが、何分非常な難問題でございます。事のここに至りました経緯について簡単に申し上げてみますと、第四・四半期の復金の融資計画が一月にきまりましたときに、復金の発行の限度を二百二十億にきめられたわけでありまして、その範囲内におきまして、石炭に對しては設備資金として六十億のわくが設定されたわけでございます。石炭はこれに對しまして、あと最少三十億を追加してほしいと、非常に執拗にねばられたのでござい

ますけれども、全体のわくの關係上いかんともできず、六十億といふことで閣議の決定を経たわけでありまして、そのときに復興金融の委員会といたしましては、炭住及び一般の炭鉱設備の建設状況がある程度進行中であるけれども、これはこの際資金全体のわくをよく考へて工事をしてほしいといふことを、特に石炭炭及商工省等の關係の方に要望をいたしましたのでございまして、その趣旨が現地になか／＼徹底しなかつたと見えて、先般調べたところによりまして、三月末において、炭住においては資金のわくのつかない建設が、約十五億四角あるといふことが判明したのでございまして、それで四月以降は御承知の通りに、復金の融資といふものが事実上停止いたし

ておりますので、復金の方からこの融資をするといふことは、將來回收が非常に大きくなつて來て、しかもその場合に、炭鉱に融資をするといふふうにきまれば別であります。現狀におきましては、ちよつとその用途が立たないわけでございます。それで現在安本を中心といたしまして、援助資金特別會計において本年度産業に對する融資を考へておりますが、その中に炭鉱に對しては、相当額を計上しようといふ空氣になつております。ただ問題は、その援助資金を取上げます炭鉱すべてに炭住の進んでおります炭鉱に山元別に審議して参りますときに、ちよつとそのすべてが吸収できるようなものかどうか、これは問題があると思ひますが、現在のところ、この手による解決しかないのではないかと認められております。と申しますのは、他に復興金融といふような設備資金を供給する金融機関もございまして、この場合は復興金融と違ひまして、政府の方からどういふ事業に融資をしろといふふうな指示をいたすこともできません。また現在復興金融に聞いておられますところでは、二十四年度においては、炭鉱に對する融資を一應見込んでいないといふような關係もございまして、また一般の金融機関からの融資は、今のところ希望できませんので、結局残りますところは、援助資金にたよるほかはないといふふうな感じにおる次第でございます。それで十五億といふ仕事のでき過ぎができましたことについては、政府全体としてこれは非常に問題だと思ひますが、とにかく早く解決方法を見出しまして、至急支拂ひのできる

ようにいたしたい。こういうふうな考へております。

○神山説明員 法務廳檢務局の労働社会課長でございます。この資金不拂ひの問題でございますが、基準法二十四條の罰則の適用の關係におきましては、後ほど檢務局長が参りまして御答弁申し上げた方がよろしいかと思ひますので、しばらく御猶予をお願いしたいと思つております。

○篠田委員 炭鉱住宅に關するわく外の建設が、ただいまの政府委員の説明によりまして、十五億四角といふこととあります。これを援助資金から出すといふ考え方は、まことに安当であるといふ考へます。援助資金は産業復興のために使われるといふことになつておるのであります。現在炭鉱住宅の問題といふものは、もしこのまま未解決に終るならば、ただに企業者がつぶれ、労働者が非常な生活の脅威にさらされるばかりでなく、日本の産業といふもの、ことに炭鉱に關係したところの産業といふものは、非常に早く没落する以外に方法はないと考へられます。そういう意味合いにおきまして、でき得る限り早い機会に、産業復興のために援助資金の中からこれを出すように、政府において努力されることを希望いたします。この質問を打切り

ます。

その次に労働省の關係の方に御質問しますが、先ほどの團體交渉の場合において代理者を認めるといふことは、ほんとうは労働組合本來の考えからいつて適當でない。なぜならば、一番に労働者の事情を知つておるものは労働組合員、あるいは労働組合の代表者であるし、会社並びに企業の内情を

よく知つておるものは会社並びに経営者である。そういう意味において、ほんとうに団体交渉を円満に、かつ合理的に解決するためには、やはり労働組合の代表者及び資本家あるいは経営者のその当事者が出て、そして忌憚ない団体交渉をするというのが一番正しい。そういうふうには私は見解を述べまして、この代理者というものを認めるということは不適当であるから、何とかそれを削除する方法はないかということをお聞きしたのであります。労働局長の御答弁によりますと、こういうことは先進國の労働者の団体交渉においてもやつておるようでありまして、日本においてもやつてさしつかえないものであると思う。こういう御答弁でありまして、私は一應これを了承したのであります。ところが、私がちよつと席をはずしておりましたので、質疑の内容を全面的に聞いたわけではありませんが、検察廳の考え方として、代理者のまたその代理者であるところの復代理人を認めるということとは、民法上何らさしつかえない、そういう答弁があつたのであります。私は代理者を認めるということも、本来の立場からいふならば、賛成できないのであります。そのまた代理者であるところの復代理人、復代理人といえ、おそろく代理者が何らかの事情があつて出席できない場合に、その代理者から任命されたものと思ふのであります。直接労働組合なり、あるいは会社側から任命されたものではないと思ふのであります。その復代理人が都合が悪かつたときに、その復代理人がまた次の復代理人を選ぶという結果も考えられると思ふのであります。そ

うすれば、労働組合なりあるいは会社側なりが、ほんとうにその人間が適任者であるという考え方から選んだところの最初の代理者といふものは、これは各國にも例があるといふことであるから、認めるにやぶさかではありませんが、それがまた次の代理者を選び、また次の代理者を選んでおる間には、その代理者の性格が、最初選ばれた代理者の性格と非常に違つたものができて来る。民法の規定において代理者が復代理人を選ぶといふことが許されておるとしても、もしこの労働問題を、一般の民法の規定の解釈によつて行つて行くとするならば、特にここに労働組合法を改正するだけの意義がないと私は考えるのであります。そういう意味合いにおいて、今日新しい憲法のもとにおいて、労働組合法が改正せられるというこゝになつて来れば、そこに時代に即應したところの新しい意味が、生れなければならぬと思ひます。そのときに、ただ民法の解釈では復代理人を選ぶことができないから、労働組合の団体交渉においてもまた復代理人の、またその復代理人を選ぶというこゝでは、私は眞に労働問題を円満に解決するゆゑんでないと思ひます。この復代理人を選ぶといふことは、何ら労働組合法にはうたつてありません。そういうことが許されるというこゝとはうたつてありません。代理者が許されるというこゝとはうたつてありません。けれども、復代理人の点まではうたつてないものでありますから、そういううたつてないところの條文を、検察廳あるいは法務廳の一方的な考え方によつて許されるというこゝをここに規定するといふことは、私は新しく労働組合

法をつくる意味に反すると思ふのであります。この点につきましては法務廳の意見と労働省の關係の方の意見と、二つお聞きしたいと思ひます。

○石黒説明員 復代理人の点につきまして御説明申し上げます。労働組合が団体交渉にあたりまして代理人を選ぶことも、ある場合には必要であるといふうぐあひに考えております点につきましては、御了解願つておつたと思ひます。民法の復代理人につきましては、民法百四條は無制限に復代理人を許しておるものではあります。本人ノ許諾ヲ得タルトキ又ハ已ムコトヲ得サル事由アルトキニ非サレハ復代理人ヲ選任スルコトヲ得ス」ということで、原則は本人たる労働組合の承認があつたときだけ復代理人が許される。それからやむを得ざる事由のときも許されるというこゝで、一應制限がかかつておられます。さらにその代理人を選定いたしましたし、委任いたしました。もしこの人個人でなければどうしても困るというときには、その委任の際におきまして、制限を付することも可能であると思ひますので、あえて特にこの際だけに、民法百四條の復代理人を許さないといふほどの明文を置く必要はないのではなかつたかと思つた次第であります。なお詳細につきましては法務廳の民事局の方からお答え申し上げます。

○平賀説明員 今の復代理の点につきまして追加して御説明申し上げます。ただいま石黒事務官からお話になりましたように、この六條の労働組合の代表者のその代理人、これはまた民法の百四條におけるところの委任による代理人でございまして、この六條の規定をこのままにしておきますと、当然民

法の百四條が適用になりますので、労働組合の代表者は代理人を選び、その代理人が復代理人を選ぶことが解釈上可能になつて来るわけでございます。さらに先ほどの御質問では、この復代理人がさらに復代理人を選任できるのではないかといふこととございまして、現行の民法の解釈としては、復代理人がさらに復代理人を選任するといふことはできないという解釈になつております。復代理人は代理人が一回だけしか選べないという解釈になつております。その点を追加して御説明申し上げます。

○篠田委員 民法の解釈は私もわかつておるのですが、しかし新憲法のもとに新しい労働組合法というものをつくつて、そしてそれによつて今後円満なる団体交渉をなさしめて、日本の経済の再建に寄與するといふ場合において、私は最も実情をよく知つておるところの、ほんとうの生活の体験から、また企業の体験からにじみ出たところの、お互いの誠意を盡して団体交渉をするといふことが、この労働組合法のねらいではないかと思ふ。そういう場合にまた代理人を選ぶ——昨日も申しましたように、代理人といふものは非常に入りつぱな人が選ばれる場合もあるでありまして、そうでない場合もありまして、これは労働組合の側にもあるし、資本家の側にもあると思ひます。資本家の側は金を出して弁護士を選ぶ。言いかえればりつぱな弁護士もあるし、三百代言の弁護士もあるでありまして、労働組合の側から、札つきの労働ブローカーを代理人にするという場合もあつて、かえつて円満なるべきところの団体交渉という

ものを、円満に妥結する目的に反するやうな場合もしばしばあるといふことは、これは法の解釈ではなくて、實際の団体交渉の面においては、事實問題として、そういうことがあり得るのは当然であります。そういう場合に、代理人を選ぶといふことすら、われわれとしては削除してもらいたいという意向を持つておるのに、またその代理人を選ぶことを、民法の解釈がこうだからといつて、それを許すならば——民法によつて労働組合の団体交渉といふものが規定されるならば、労働組合法を新しくつくる意味はないと私は考えております。であるから、ここに修正意見として、代理人を選ぶことができない、代理人の事故のあるときは、双方においてまた新しい代理人を選ぶといふ條項を、労働組合法においては特に入れていただきたい、こういうふうに入れたら、私は考える次第であります。これに対する當局の御見解を承りたいと思ひます。

○大橋委員 ただいまの篠田委員の質問に関連いたしまして、私もちよつとお伺ひしたいのですが、第六條において、労働組合の委任を受けた者が交渉する権限を有するといふふうには、この法律には規定してある。ところが、ただいまの御説明を聞いておきますと、代理人の権限は民法の委任の規定によつて與えられるのである、こういうお話なのでございます。民法の委任の規定によつて代理人の権限が與えられるといふことは、労働組合法の第六條の規定といふものを、労働組合法に何のためになぞ規定しなければならなかつたかといふことをお伺ひしたいのであります。思うに第六條の規定があり

ます以上は、第六條によるにあらざれば、労働交渉におけるところの代理人の権限というものはあり得ないといふ、そういう根本的な考えのもとに、この條文を読むのでなければ、この條文には意味がないといわなければならぬと私は思うのでございます。この点もなおあわせて御回答を願いたいと存じます。

○石黒説明員 ただいまの御質問に対してお答え申し上げます。労働組合法第六條にございます代理人、これが民法の委任の法理を受けるということについては、私も従来から考えておるのであります。これは必ずしも民法の法律行為と嚴格に一致するものではない。交渉ということとは、協約締結の権限を含まないといふことは、従来の解釈の通りであります。その交渉の権限を有するといふ点に、労働組合法上の代理人の特別な性質があると考えております。

○篠田委員 交渉といふことは、今の説明によると過程であつて、その協約の締結とか、その結果といふものを含まないといふことを言われたのでありますけれども、それはまったく詭弁であると思ひます。交渉といふことは何のためにするか。それは結論を得るために交渉するのである。その交渉が非常に誠意をもつてされた交渉であるかどうか。あるいはまたその交渉の技術といふものが非常にうまいか、下手か、あるいは何らかの意図をもつて交渉されたかといふことによつて、結論はおのづから違つて来る。であるから結論を得るための交渉であつて、結論を得ないための交渉ならば、交渉す

る必要はない。そういう意味合いにおける交渉こそ結論の前提であつて、その結果といふものは、交渉によつて得らるべきものである。であるから、われわれもまたこの團體交渉といふものを、労資双方のために最も円満に、最も平和的に、最も合理的に行われなければならない点において、重要視するのであります。そのために、組合法におきましても、團體交渉という項を設けて、特にここに第六條といふものを規定した次第であらうと思ふのであります。これは法務廳のいわゆる犯罪関係ではないのでありますから、あるいはまた單なる民法に規定されたそういうたような権利の問題ではなくて、労働組合の團體交渉という特殊事態に関するところの一つの法規でありますから、民法の百四條の規定といふものと労働組合法第六條といふものと、おのづから別な立場において——もちろん民法の規定を侵害するのではないのですけれども、考えられていゝのではないか。今は法務廳の考え方を聞いておきますから、法務廳は民法の解釈をそのまゝされるのでありますし、けれども、本委員会におきましては、この復代理人の選定といふものを認めるか認めないかといふことは、これは法務廳の意向ではなくて、本委員会の意向であると考えますので、復代理人を認めるといふことはやめていただきたいというのが、私の希望であります。

○佐藤(親)委員 ただいまの質問に關連して……私は篠田君と同意見であります。もしただいまの法務廳のお答えがよいとするならば、十二條のように民法を準用しなくてはいけないと思ふのであります。そうでないと、法の

規制上形をなさない。何ゆゑに特に第六條にそういう特別法の原則を規定したかといふことが、ここに必要になつて来ると思ひます。その特別法の委任の關係をここに織り込んである以上は、特に民法の百四條と百五條を援用するといふふうに——復代理人を置くのがよいのだといふことであるならば、この準用規定の十二條のところには、非訟事件手続法まで準用してゐるのでありますから、そうしなければならぬといふ考へるのであります。従つて篠田君の言うように、またその他の委員の方々が言われるように、交渉關係については、やはり六條の労働組合の代表者といふのは、これは法定権限を有する法定代理人であります。法定代理人があつて、その次に委任代理人を置く、またその代理人を置くといつて起して来る以上は、特に第六條の労働組合の關係については、民法の百四條と百五條を援用しないのだといふことが明らかに成るといふ立場を私はとるものであります。従つて篠田君の言われるように、この條文においては、少くとも復代理人の選任を許さない、本人、代理人が、しかも重要なことについて、かわつたことをやらせてしまふと困りますし、従つてここに法定代理人が最初に書いてあり、その次に委任代理人を書いてあるのですから、委任代理人の場合には、十二條二項に民法百四條を準用すると特に入れるか、十二條のところへ、この六條の場合のこと

を援用條文にすべきが妥当だと思ひます。かかる理由によつて篠田委員と同様の意見を持つものであります。

○平賀説明員 十二條をもちまして民法の規定を準用いたしましたのは、こ

れは法人に關する規定の準用でござい

ます。民法の法人はいわゆる公益法人をいうので、民法による特別の法人でございませう。しかるにこの労働組合法による法人は、これは民法の法人とはまた異なつた別個の法人なのでございまして、この労働組合法による法人の準則といふものは、本来ならば、この法律で別に規定しなくてはならないところでありまして、便宜上民法の法人と一脈相通するところがあるといふこと、民法の規定を準用するといふことになるわけにございませう。ところが六條におきましては、これは労働組合の代表者または労働組合の委任を受けた者、その委任といふことは、すなわちこれは民法の委任に關する一般原則がここにも適用になるといふので、この法律では特に準用といふことを言わずとも、この委任については、民法の委任に關する一般規定が働いてゐるといふ關係なのでございませう。従つて六條の關係では、民法の規定を準用する必要がないわけにございませう。

○佐藤(親)委員 これは第二項にでも、特に前項の委任に關する場合の條文を援用するといふことにしないで解釈されるといふことは、どうかと思ふといふために、あえて発言をしておるのであります。御考慮を煩わしいと思ふのであります。

○大橋委員 ただいま法務廳の御説明を伺つておきますと、委任を自己自身につきましては、民法の委任と同じであるけれども、しかし代理人の権限については、第六條の特別規定を設けてある、こゝういふふうに伺ひました。それから復代理人の選任をなし得るかどうかといふことは、これは代理人に與

えられましたる権限の問題でありますから、第六條によつて定められる、こゝういふふうな結論にならなければならぬと存するのでございませうが、この点をもう少しはつきりお聞きしたいと存じます。

○平賀説明員 先ほど第六條の規定から、民法百四條の代理に關する規定が當然に適用をされるように申しましたが、私誤解をいたしておりました、訂正いたします。この六條の趣旨は、労働協約の締結その他の事項に關して交渉する権限でございまして、これは法律行為を目的としたものではない、事實上の交渉で、法律行為は目的になつておらないといふ關係がございませう。そこでこの代理と申しますことは、法律行為の代理の規定がここに直接適用になるといふ御説明は誤つておるので、訂正いたします。従つてこの委任と申しますのは、民法の委任に關する規定——この委任もこれは正確に申しますと法律行為の委任ではなく、事實上の委任でありますから、準委任に關する規定でございませう。従つてこの労働組合の委任を受けた者、これが善良なる管理者の注意をもつて、その委任を受けた事務を処理しなければならぬ。さらにその者が第三者に自分の委任された事項を委任してやらせ得るかどうかといふことは、善良なる管理者の注意をしておるかどうかといふことによつてきまつて来るものではないか、こゝう思われます。民法の委任の規定を見ますと、直接に、受任者はさらに第三者に對して自分が委任を受けた事項の処理を第三者に委任することができるといふ規定、これははつきり明文がございませぬので、もつぱら解釈によつ

てまかなつて行かなければならぬのではないかと思ひます。その解釈の基準は、委任のために善良なる管理者の注意をもつて事務を処理して行くという

ことになるのではないかと思ひます。
○篠田委員 ただいまの御説明によりまして、やや納得が行つたのでありますが、労働組合法の第六條に代理の規定を設けたということは、ただいまの御説明の通り、善良なところの管理者の意思において、委任事項を遂行するということであり、それが次の代理人にそれを委託するということ

は、誠意を欠くきらいがあるものでありまして、確かに善良なところの管理者としての注意を持つておるかどうかというところは疑問であると思ひます。そういう意味合いにおきまして、ただいまの御説明通り十分それは検討の余地があると思ひます。今回の労働組合法第六條によつて代理を認めるといふことは、特にそういう事情のもとに、こういう六條をつくつたのでありますから、原則として復代理人を認めるといふことはできないであらうと私は考えます。そういうふうな解釈をしてよろしいかどうか、それでよろしいならば、私の質問は打ち切ります。

○平賀説明員 この六條は、ただいま申しましたように代理の規定ではないのでございませう。従つて復代理人という問題は、六條では起る余地がないと申し上げてさしつかえないと思ひます。ただ委任を受けた者がさらに第三者に委任をし得るかということになりますと、やはりこれは民法の六百四十四條の規定でございませうが、受任者は委任の本旨に従い、善良なる管理者の注意をもつて委任事務を処理すべき義務を

持つておるということで、お前やつてくれと委任された以上、かつてに第三者にさらに委任をするということは、これは原則として許されない。そういう点からさらに委任をする、再委任をするというふうなことは、許されない場合が非常に多いだろう、許される場合はごくまれである、特別のやむを得ざる事情がない限りは、そうではないと申してもいいと思ひます。

○篠田委員 第六條には、さらに委任をするといふことがないから、われわれはそれでいいものだと思うのであります。また、民法第百四十四條の規定によつて、さらに復代理人を認めるという説明があつたので、私はこの質問をしたのであります。ただいま第六條の解釈通り、復代理人というものを考慮する余地がない、こういう政府当局の解釈でありますから、私はそれを了承いたしました質問は打ち切ります。

○小川(半)委員 私は總括的な立場から、本改正案提出の根本問題に触れてお尋ねしたいと存じます。この点につきましては、昨日大橋委員、あるいは本日青野委員からしばしば御質問されたのであります。これは最も基本的な問題であり、かつ重大な点でありますから、重ねてお尋ねすることにいたします。政府においてせつかく苦心の結果、今回の改正案を作成されたのであります。御承知のごとく全國六百七十万の組織労働者は、こぞつてこれに反対し、かつこの改正案を改悪案なるとして、今なお反対の闘争を続けておるような状態でありませう。いやしくも労働者に基礎を置くところの労働組合法の改正を行つたにあつては、労働

者みずからの熱意と總意を尊重し、かつその声を基本としなければならぬのであつて、それでこそ自由で民主的な労働組合の発展を促すものと言へるのであります。わが國の労働組合法が施行されて以來、この法律を最もよく愛し、最もよく理解しておるのは、組合員であるところの労働者であると思ひます。しかしながら労働者といへども、おそろくは現行組合法を最も完備せる法律であるといつて、金科玉條としておるのではないのであります。まして、諸外國の労働に関する諸法規と比べてみますならば、わが國の現行組合法などは、はるかに劣つていゝと言へるのであります。しかもアメリカやイギリスにおきましては、その國自

体の社会施設、あるいは福利厚生施設、その他のあらゆる施設がすべて勤労者本位と申しますか、労働者に対して保護的に設備されておるのであります。その生活はきわめて健康的であり、かつ文化的であるのであります。まして、わが國の憲法におきましては、その第二十五條には「すべて國民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と認められてゐるのであります。現在のわが國の國民生活、特に労働者の現実の生活から見るとき、この憲法第二十五條はまづたく夢であり、しかもその夢は重苦しき夢といわねばならぬのであります。ただいま申し上げましたごとくわが國の労働者にとつて現行組合法は決して満足すべきものではないのであります。日本

の現状では、この程度でがまんしなければならぬといふ考えから、過去三箇年黙々として現行組合法を愛して來たのが、労働者の率直な姿であると

思ひます。しかるに今回の改正案は、何ら労働者の總意や熱意から察案されたものではなく、ただ一應は形式的に、公聴会などを開いて組合代表者の意見を聴取されたようでありませうが、その公聴会を見ても、本改正案に賛成をした労働者側代表は、私の知る範囲では、一人もおらなかつたやうであります。画期的な労働憲章ともいへば、労働組合法の改正にあたつて、労働者側の一人も賛成者がなかつたやうな本改正案を、むりに提出するといふことは、あまりにも非民主的であると思ひます。しかもこれを強引に提出するに至つた理由はどこにあるのか、もちろん政府側では、過去三箇年間の経験に基いて、技術的に法文を整備拡充しなければならなくなつたとか、あるいは九原則遂行に備へるために必要であるとか、さらに組合民主化、あるいは自主性とか責任性の確立のためとか、どちらにしろんでも逃げられるやうなりくつを並べてゐるのであります。今かりに、そのりくつを一應認めるといたしまして、こうした種類の法律案といふものは、國會に提出するまでに、少くともある程度の労働者の理解と協力を得て、しかる後に提出すべきものであると思ひます。

労働者の理解など求める必要がない。ただ國會で多数で押し切ればよいといふやうな政府の態度は、ときには資本家的だとか非難されたり、ときには反動的だとか誤解されたりして、せつかくの本改正案の趣旨を傷つけるものといわねばならぬのであります。労働者の盛

り上る熱意と、使用者の深き理解、これなくしては組合法の價値はないのであります。この法律の價値を高めるた

めにも、労働者の支持が必要であるにかかわらず、政府はこれに対して努力しておらないやうであります。けさども青野委員から御指摘になつたごとく、戦争によつて資材を失つたわが日本では、労働力の活用によつて、初めて日本の復興ができるのであります。この祖國復興の原動力である労働者の立場を無視して、その理解も得ないで、本改正案を急いで提出しなければならぬ理由はどこにあつたのか、私はその根本を明らかにしていただきたいと思ひます。まづこの点についてお答え願ひます。

○山崎(岩)政府委員 小川委員にお答え申し上げます。本法案を上程するに至りました経過につきましては、本會議その他委員會におきましては、大臣から詳細に御説明申し上げておる通りなものであります。重ねての御質問が

ありますのでお答え申し上げます。本法案は労働者の生産意欲を高揚せしめるために、最も役に立つところの法案として上程さるべき筋合いのものがある。従つて労働者諸君の意向を十分に参酌して出すのが、妥当ではないかというお説でありませうが、その通りと私も考えております。第一案、第二案等の、政府におきまして案を講じました際にも、公聴会を開きまして各方面の意見はもちろんのこと、労働者諸君の眞摯な御意見を承つたのであります。小川委員のお説によりまして、それは單なる形式であるといふお説でございませうけれども、形式で

はございませう。ほんとうに眞摯にその公聴会においての意見を聞きまして、その意見を取上げまして、本

持つておるということで、お前やつてくれと委任された以上、かつてに第三者にさらに委任をするということは、これは原則として許されない。そういう点からさらに委任をする、再委任をするというふうなことは、許されない場合が非常に多いだろう、許される場合はごくまれである、特別のやむを得ざる事情がない限りは、そうではないと申してもいいと思ひます。

○篠田委員 第六條には、さらに委任をするといふことがないから、われわれはそれでいいものだと思うのであります。また、民法第百四十四條の規定によつて、さらに復代理人を認めるという説明があつたので、私はこの質問をしたのであります。ただいま第六條の解釈通り、復代理人というものを考慮する余地がない、こういう政府当局の解釈でありますから、私はそれを了承いたしました質問は打ち切ります。

○小川(半)委員 私は總括的な立場から、本改正案提出の根本問題に触れてお尋ねしたいと存じます。この点につきましては、昨日大橋委員、あるいは本日青野委員からしばしば御質問されたのであります。これは最も基本的な問題であり、かつ重大な点でありますから、重ねてお尋ねすることにいたします。政府においてせつかく苦心の結果、今回の改正案を作成されたのであります。御承知のごとく全國六百七十万の組織労働者は、こぞつてこれに反対し、かつこの改正案を改悪案なるとして、今なお反対の闘争を続けておるような状態でありませう。いやしくも労働者に基礎を置くところの労働組合法の改正を行つたにあつては、労働

者みずからの熱意と總意を尊重し、かつその声を基本としなければならぬのであつて、それでこそ自由で民主的な労働組合の発展を促すものと言へるのであります。わが國の労働組合法が施行されて以來、この法律を最もよく愛し、最もよく理解しておるのは、組合員であるところの労働者であると思ひます。しかしながら労働者といへども、おそろくは現行組合法を最も完備せる法律であるといつて、金科玉條としておるのではないのであります。まして、諸外國の労働に関する諸法規と比べてみますならば、わが國の現行組合法などは、はるかに劣つていゝと言へるのであります。しかもアメリカやイギリスにおきましては、その國自

法案に組み込んだ例証がたぐささんございます。その詳しい点につきましては、労働局長から御説明されるようにいたしますが、公聴会においての意見は十分に取入れているのであります。また本法案を上程する際には、現行法の際にとつたように、労務法制審議会等を経て、それによつて十分検討を加えて上程するのがいいのじやないかというお説もございましたが、あの労務法制審議会を設けましていろいろの研鑽を遂げました当時と、ただいまの状態とは状況が大分違つておるのであります。あの当時に置きましては、まだ日本におけるところの労働組合というものは発達していませんでした。軍閥官僚のために弾圧を受けまして、よた／＼の状態になつておりました。当時でありましたので、そこで労務法制審議会を設けまして、いろいろの研究を遂げて、そして現行法というものを上つて上げた次第でございます。ところが、ただいまでは三年間の経過を経ております。また労働省というものがもも発足いたしました。専門の人々がここに熱心に研究を遂げておるような次第であります。しかも新憲法実施後における国会というものは、各界各層を代表いたしましたほんとうの選良が選ばれて参りました。そして国会を構成しておるのは御承知の通りであります。そこでそういう方々が本法案を取上げて研究を遂げてこそ、ほんとうに上つた法律が制定されるものと、こういう確信がございましたので、あえて労務法制審議会のごときものを設けずして、公聴会に訴えたのみで、実は法案を上程するようになった次第であります。この法案を上程するに至りました経過の中には、もちろんその筋からの有力なる示唆もありましたし、援助、助言もございました。そこで日本の労働組合というものは、これから世界的に肩を並べて行かなければならぬ段階に來たのであります。そういう時期でございますし、さらにまた現行法というものは、文語体でもつてつくり上げられておまして、旧憲法当時における法律の構成をそのままにとつております。何としてもこれをつくりかえなければならぬというような意見は、片山内閣当時におきまして、芦田内閣当時におきまして、あつたこととでございます。従いましてこのことは現内閣が決して反動的な考え方、封建的な考え方をもつてつくり上げたものでもなければ、またここに上程する運びに至つたものでもございません。ほんとうに進歩的な考えをもつてつくり上げたことが、私は眞相であると考えておるような次第でございます。どうぞ御了承のほどをいただきますと存じます。

○賀來政府委員 ただいま政務次官から、どの点において労働組合側、あるいは労働者関係の意見を今度の改正案の中に入れたかという点について、私から説明をしろという御命令がありましたので、私からおもな点を申し上げたいと思つております。

第一試案と申しますが、労働省試案を發表いたしました。公聴会の意見を聞きまうとともに、そのほか文書、あるいは直接なり、あるいは労務対策委員会という労働関係者がつくつておられた委員会などの御意見を聞いて参つたのであります。労働者側といつたしましての御意見のうち、採用いた

しましたおもな点を申し上げますと、第一は、第二條第一号関係におきまして、現行法におきまして使用者の利益を代表する者とありましたのは、なおや詳細にする必要があるというふうな御意見がございましたので、それを半ば取入れておる点であります。第二点は、労働省試案におきましては、幹部組合の規定を入れておつたのであります。この点は現行法の解釈からも出て参るのであります。たとえて申しますと、小学校の校長先生、あるいは鉄道の駅長、区長さん、これらの人々は、監督的地位にあるとか、あるいは他の理由をもつて、組合には直接加入いたしません。自分らの利益を守るために組合をつくる、こういうようなことは認められておるのであります。これを法文の技術上からいたしまして、特別労働組合というのかかしらう。そこで幹部労働組合という名前をつけて、試案にいたしました。出たのであります。この点は労資双方とも非常に反対がございました。労働者側のうち、課長さんのクラス、これは現在の状況におきましては、課長さんというものは、使用者の利益を代表するようにも見えますが、非常に弱い立場にある。特に銀行でありますとか、あるいは生命保険でありますとか、こういうようなホワイト・カラーの面におきましては、非常に弱い面があります。で、これらはひとつ組合をつくりたい、かようなことから、一部いい点もあるというところは認められておりましたけれども、全体といたしましては、この点に非常に反対が強くありましたので、これは削除いたしましたのであります。それから第三点は、組合規約の要

記載事項に關します資格要件の点であります。この点は試案におきましては、相当詳細に書いておつたのであります。ところがこの点につきましては、労働者側の相当強い反対がありましたので、これを原則論に要約いたしました点であります。これは第五條関係であります。それから同じく第五條の第二項第七号に会計監査に關します規定があります。これは試案におきましては、外部の人の会計監査を受けるようにという表現をいたしておつたのであります。これに対しては非常に反対が起ります。これに対しては非常に極端な検査人の検査に付すべきであるとか、十六原則の第十六には、職業的な会計検査人による検査に付すべきであるとか、十六原則に示された通りにすべきであるという御意見を輸入しまして、本法案におきましては、職業的な会計監査という言葉をいたしましたのであります。その次は試案におきましては、知事が組合規約に対して勧告することができ、この点を規定しておつたのであります。この点は反対がございましたので、削除いたしました。その次は、組合資格は労働委員会がこれを審査せよ、こういう御意見があつたのであります。試案におきましては、労働委員会が資格審査に當るのになかつたのであります。この御意見は半ば取入れまして、本法案におきましては、資格審査という形はやりませんが、労働組合がみずから本法の救済を受けようとする場合には、労働委員会に証拠を提出いたしました。そして、そうして立証いたしました。その組合であることを認めるというふうな形に、これを直したのであります。その次に、試案には團體交渉

拒否権の、拒否いたしました場合の事由を、具体的に列挙いたしましたのであります。たとえて申しますれば、長時間にわたる、不当に多数の人間が、著しく喧嘩にわたつた團體交渉はいけないというふうなことを書いておつたのであります。これから將來労働組合が現在の進んでおります道を、つぎとつて、自主性の明確な、民主性のはつきりいたしました組合になりますならば、当然かような状態になるものと考えまして、ただ正當な理由なくという程度にとどめまして、試案にありましたことは削除いたしました次第であります。これは第七條第二号に正當なという言葉を輸入しております。次に團體交渉に應ずる義務は使用者のみにせよ、こういう御意見があつたのであります。試案におきましては、双方團體交渉に應ずる義務があるというふうにいたしましたのであります。この点につきましては、意見もつとも考えまして、これは使用者のみが團體交渉に應ずる義務があるというふうに規定をいたしましたのであります。

次いで試案におきましては、交渉單位及び交渉組合に關する規定があつたのであります。これは御承知の通り、アメリカにおきまして最も成功いたしました制度であります。そこでその筋の指導によつて、現に公共企業体労働関係法におきまして、この点は詳細に規定せられておまして、関係もありまして、日本の労働組合運動の中に起つておりますやうな、ああいふなわ張り争いは、まだ日本では二、三しか例が出ておりませんが、最近第一組合、第二組合、極端には第七組合、

第八組合までできまして、團體交渉が非常に複雑になつておる。そのために労働者自身使用者側の乗ずるところになりまして、組合が不利な立場になる。かような意味から、交渉単位及び交渉組合の制度を入れることは適當ではないかというふうな考え方から、試案に入れておつたのであります。ところが、これに對しましては、労働組合側が、これは組合分裂の原因になるものであるという意味におきまして、少くとも現段階においては不當であるというふうな意見が強かつたのであります。使用者側におきましては、これは理解ができなかつたと見えまして、一部反對がありましたので、この單位制度は全文削除したものであります。これは提案理由の際に大臣から申しましたように、現段階といたしまして最も適當な程度にとどめたという理由の大きな一つになつておるのであります。

その次の不當労働行為の手續に要する期間を短縮せよという意見であります。試案におきましては、いろ／＼手續をやつて参りますと、九十日ないし百二十日くらいかかるのであります。これはそのかわりに、労働委員會の処分いたします手續が、はつきりしたものでないとなつておつたのでありますけれども、この点は労働組合の主張するところ、もつともであると考えましたので、本法案の第二十七條におきましては、これをぐつと短縮いたしました。最長三十日程度にこれをとどめておる次第であります。

その次は、破産を法人である労働組合の解散事由とするなどという意見であります。これは、現行法におきましては、理由になつておるのであります。が、主張いたしますところを聞きますと、破産になつたからといって、ただちにそれに従つて労働組合が解散するということとは、適當でないという考えからいたしまして、法案の第十條におきましては、これを採用いたしまして、破産を解散の理由とすることを削除いたしておるのであります。それから試案におきましては、現行法の労働協約の一般的拘束力の條項を削除いたしておつたのであります。ところが、これに對しましては、産別、全労會議、あるいは總同盟、全部を通じて、これは復活すべきである、こういう意見があつたのであります。従ひまして交渉単位の條章を削つておきます關係もありまして、一般的拘束力の條項は、本法案におきましては、現行法通りにこれを残しておるのであります。

さてその次に、試案におきましては、地方労働委員會のうち比較的閑散な場合におきましては、また委員を選任いたしますのに、適當な委員が選任できない理由もありまして、三人構成、すなわち労、資、公益委員のおの三名ずつにする予定をいたしておつたのであります。この点につきましては、各地方労資及び中立と申しまして、第三者側の委員も、こぞつて反對をいたしましたので、これを五人にいたしておるのであります。

それから試案におきましては労働委員會事務局の規定が明確を欠いておりましたので、本法案におきましては、この事務局の規定の明文を設けておる次第であります。

その次には裁判的機能をやる際には中立委員、すなわち公益委員だけがやるのはけしからぬ。やはり労資を弁護するあるいは検事の立場でその審問に参加させよ、こういうふうな御意見があつたのであります。試案におきましては、中立委員だけでこれをやることになつておつたのであります。この御意見はごもつとも考えまして、本法案におきましては、審問には労資がこれに参加することができ。かように規定いたしておるのであります。

また、今回の法案におきましては、これを削除いたしておるのであります。

次に労働法に入りますが、試案におきましては、公益事業を総理大臣が議會閉会中といへども、緊急指定をやることとできる。そうしてこれは議會が開かれましたときに追加してその承認を受ける。かようなことになつておりましたのを、それに異論がありましたので、その御意見はもつともということになりまして、今度は総理大臣が議會の閉会中に緊急指定することはこれを削除いたしまして、そうして國会の開会中に限つて、また國会の承認を得なければ指定ができないということにいたしましたのであります。労働法の現行法の第九條では、労働争議が起りましたならば、行政官廳に届け出るようにという規定があります。これに對しましては試案におきましては、予告期間を置き、その前に届け出るようにということが書かれてありましたが、これはやはり労働組合側の主張を容れまして、現行法通りにいたしておりました。さらに試案におきましては調停申請をいたして参りましたときは調停申請を精神から見まして、また労資双方の交渉が本格的に行われていない、これは單にクーリング・タイムを経過するため

のみ、調停申請をして来たのだというふうな事例が多くありましたので、場合によりましては労働委員會はこの調停申請を却下することができ、かような規定を置いておりましたが、これには反對があつたのであります。特に産別は強く反對をいたしましたのであります。まして、この点ももつともな意見と思

いまして、この点を削除いたしておるのであります。

それから一般産業につきまして、争議行為をやります場合には予告してやらなければならない、こういう案を試案においては持つておつたのであります。これにつきましては全労働組合をあげて反對をいたしておつたのであります。そこでこの反對の事情をくみまして、この一般産業の争議行為の予告制は削除をいたしておるのであります。

おもなる点は大体以上であります。労働組合といたしましては、現行法は不備であつても、とにかく一字もこれを改正してはならないという反對の態度をとつておられます組合と、また改悪と申しますか、彈圧法的になることは反對であるが、しかし現行法には不備の点が幾多ある、試案に對しましても眞摯な態度をもつて、この点はいいい、この点は悪いという御意見を申された組合とあるものであります。いづれにいたしましても、以上申し上げましたような諸点におきましては、これを相當本法案におきまして試案からは改正をいたしておるのであります。以上で御了解をお願いしたいと思います。

であつて、現在労働者が、わが國の経済復興のために、賃金の不拂い、あるいは遅配というような非常に苦しい立場にあり、また資材もだん／＼少くなつて來ました關係から、労働者が最も喜びといたします張り切つて働けるという状態でなくなつて來つたという精神的な苦しみと、ただいま申しました賃金の遅配という物質的な苦しみのもとに、熱心にわが國の経済復興に貢献をしていただいておるといふ事実に対しては、労働省はもちろんでありまするが、國民は一樣に感謝していると考えてるのであります。さらにこの労働組合の運動の状態は、全体といたしましては、終戦直後労働組合法ができたあと一年のような状態と違ひまして、きわめて民主的になり、合理的になりつつあるという事実も、労働省といたしましては認めたのであります。さてこれに関連いたしましたので、今度の改正法案の全体の趣旨といひましたしても、さような実情に即應して、一層労働組合運動というものが自由であり、かつ建設的なものになることを予期いたしましたので、改正法案を立案いたしましたのでありまするが、第一條におきまして、現行法の経済興隆に資するという言葉を削りましたのは、労働組合運動というものが、経済復興あるいは経済全体の運営のための基盤であるといふことは、明確なる事実であります。これを法律によつて書く必要は認めないではないか、今度の法案全体を通じましての一つの特徴は、当然の規定はこれを削除いたしております。たとえて申しますならば、現行法の二十一條だつたかと思ひますが、労働協約は双方が誠実にこれを守らなけ

存する限り、労働者の基本的権利は
 ささかめ剝奪されないのであります。
 すなわち憲法を改正しない限り、團
 体の否認は法律によつても不可能で
 り、従つてこれに反する立法は憲法
 重大なる疑義を生ずるであらうこ
 を、注目しておかなければならぬの
 あります。こうした立場から本改正
 を見ますときに、私は憲法上の趣旨
 ら遠ざかつていることを指摘したい
 であります。すなわち現行法第一條
 團結權の保障の精神を抹殺したり、
 らに第二條において、労働組合に加

してはならないものの範囲を拡大して、労働者の性格を有する勤労者の結する権利を分裂せしめ、団体交渉力を弱体化することがとき点は、常識的に見ましても、憲法の趣旨に沿わないと思うのでありますが、いわんや憲法専門の見地から見ますと、必ずここに疑義が生ずるのではないかと思うであります。政府は本改正案作成にたつて、憲法学者の意見を徴されたところがあるか、もしあるとすれば、そ學者の名前をお示し願いたいと思ひます。

○高辻政府委員　お答え申し上げます。

す。今回の労働組合法、労働関係調法の改正に關連して、それと憲法と問題についての御質問でございますが、具體的な御質問としましては、立法の経過にあつて、憲法学者あるいは學者の意見を聞いたことがあるかというお尋ねでございます。これは公聴会におきまして、学識経験者まじえていろいろな意見を聞いた機がございます。それからまた法務廳立案の経過におきまして、それとく

門的な者が関與して、憲法的な意見を聴取し、またその意見を十分に取入れつつありであります。

○小川(半)委員 まあ憲法の解釈というものは非常にあいまいなものであつて、憲法違反であるか、違反でないかというところは、その学者の解釈によつて違ふところがある。あるいはあなた方は違反しておらぬという解釈であるかもしれないが、私はある程度抵触しておるという解釈を持つております。これは憲法の解釈で、その専門々々

の人によつて解釈が違ふと思つてゐるが、しかしこれは正直に見て、ある程度憲法に抵触しているというのをあなた方もおそろくは認めなければならぬ。実際は抵触しているのです。

それから第二條の一項であります。が、こゝういふぐあいに規定いたしますと、従来組合員であつた者が、組合員とならなくなつて来る、要するに団体加入の制限をここで企てておるようにも見えるのであります。もちろんその経営の種類とか、あるいは規模によつても異なるだらうと思ひますが、大体において、推算して全従業員の一ないし四分の一が、これに含まれるのではないかと思ふのですが、当局において見て、どれぐらゐの労働組合の中の二條の一項に含まれるか、御参考までにお聞きしたい。

○賀來政府委員 お尋ねの数字的なことは、まだ具体的に調査をいたしてゐない。何割ぐらゐになるかといふことについてお答え申し上げることができないのは、まことに申訳ないと思つております。ただしかしなから今度の改正は、先般来申しますように、現行法の意味を、具体的に明確に

したといふ、基本的な方針を持つておるのであります。従つて現在労働組合において、これは職階の言葉を使ひますと誤解を起しますが、わかりやういふために使ひますと、課長以上、あるいは労働関係の機密な事項に参加する者等を含んでおりますけれども、これは、あまり大した数ではないと思つております。従つてこの改正によつて、特に非組合員の数が激増するといふものではないと考へております。

〔認識不足だと呼ぶ者あり〕

○小川(半)委員 今石野君から認識不足だといふやういふ言ひが、これはやはり認識不足といふ点もあるだらうと思ひます。大体推定全従業員の三分の一なり四分の一が含まれることになつておる。そうしますと、団体加入する権利といふものは、これによつてまづたく制限されてしまふ。これは組合といふものを弱体化さすところの非常に巧妙なる條文であります。が、いまさら争つてみてもしかたがありません。しかし先ほど申したやうに、憲法と抵触するのではないかと申すわけでありますが、やはり労働者の基本的な立場といふものを尊重すれば、私はこゝういふむりなものはないと思ひます。もし御存じなければ、大体三分の一ないし四分の一であるといふことを、ひとつ御記憶願ひたいのであります。

そこで次に第五條の二項の五、八、九で無記名投票の件が規定されてあります。これは国会とか、國家最高の機関とかで、重大な問題を審議する場合に無記名投票は必要であります。組合に關係することに對して、無記名投票といふことは、あながち民主的

でもないと思ひます。もちろん無記名投票といふことは一面民主的ではあります。が、無記名投票をしなくとも、これは人格ある人がだれかの動議によつてきまされる場合もあるし、あるいは組合員が内々寄り合つて、彼をひとつ支持しようじやないかといふ場合もあるし、いろ／＼口實に行く場合があるのじやないかと思ふのですが、無記名投票といふことを、して特別に規定しなければならぬ点かどこにあつたか、この点を明らかにしてほしいと思ひます。

○賀來政府委員 お答えいたします。われ／＼の考へ方といひましては、組合の民主化といふ意味におきまして、これらの重要事項について無記名直接投票をするのが至当である。またすべきであるといふ考へ方を持つておるのであります。先般お手元になし上げたものは労働組合に関する調査をござん願ひますれば、おわかりになります。うに、現在の組合規約を見ますと、これらの選挙方法につきまして、明確な規定のありますものは少いのであります。ただ実際どうやつておるかといふことを聞いてみますと、やはり逐次民主化して來つたつあります組合は、規約にはさうなことはないが、しかし實際においては、結局無記名投票をややつたつある。またやうなやつたつあるといふことがわかるのであります。

ただ御意見のうちで、お互いの話合ひで円満に行くのじやないか、たとへて申しますれば、二十人、三十人の組合におきましては、さうなこともあり得るという御意見に對しましては、われわれも同様の意を表しております。

○小川(半)委員 次に第六條に關連してですが、これは篠田君からも相當意見が出ましたから、ごく簡単にいたします。大改正案の第一條には、民主的とか、あるいは自主性とか責任性といふことがうたつてあるものであります。が、六條の立場を見ますと、労働組合が第三者に委任することができると、こゝういふ、人に委任するといふことは、一面無責任とも言えるし、また自主性がなくなつてしまふのです。自主性があれば組合員でそれを解決する、第三者に委任しなくともよろしいといふことになるのです。大体この一條と六條とに、性格的にも矛盾があるやうですが、この点をひとつ明らかにしてほしいと思ひます。

○賀來政府委員 御意見のやうに労働組合が自主的に行動をいたしますために、みづからの組合員のうちから代表者を選ぶのが最もいい方法であり、またさういふにしなければならぬといふ御意見は、われ／＼も同様の意を表したいと思つております。ただ先日篠田委員にも申し上げましたやうに、労働組合にもいろ／＼の労働組合があるわけでありまして、従ひまして、労働組合がみづからの代表を選ばうに、自主的に自分で決定をいたしまして、より有力な必要なる人を選んで、交渉をさせるといふことは、必ずしも自主性を失つたものではない、かやうに考へておるものであります。

○小川(半)委員 あまり時間をとりましたので、最後に一つだけお許し願ひたいと思ひます。九原則の遂行を口実にして、最近経営者などは、非常に労働者の解雇を考へておるといふやうなことをしばしば耳にするのであります。そのやさき、

この改正案によつて組合といふものが――これは必ず現在よりも弱体化されると私は想像しますが、組合が弱体化され、一方においては使用者側では、九原則の遂行のためだといふ口實のもとに、続々と解雇するといふ方針をとられると、まづたつ労働者といふものは氣の毒な立場に置かれるのであります。私はおそろく本年の下半期から相当失業者が続出するのではないかと想像いたしますが、これについて政府の方では、この失業対策、あるいは労務配置轉換とか、これらの政策を持つておられるかどうか。少くともこの労働組合法といふものが保護法である以上は、やはりこの法律にのつとつて労働者を保護しなければならぬ。労働者の生活の安定を期するといふ、責任の上に立たなければならぬ。われ／＼は労働者の生活がある程度保障されるといふことによつて、喜んでこの法案にも賛成するでしようし、また労働者の失業対策とか、あるいは労務配置轉換とか、この保護的な方針が立てられなかつたならば、われ／＼はまたこの改正案に對しても、覚悟をしなければならぬ。この点について政府の御方針を承りたいと思ひます。

○山崎(若)政府委員 お答え申し上げます。ただいまの御説はまことにごもつともございまして、しかも九原則を履行して行きますといふことを一つの口実として、使用者がやたらに解雇をするといふことがあつては、まことにこれは重大なことでありまして、さういふことのないやうに、政府としましては使用者側にも十分戒告を與えまして、指導して行かなければなら

らぬと考えております。それがややもすると、経済九原則を口実といたしまして、たゞいま御説がありましたように、企業整備をやる、あるいは配置転換をやるというような名目にとられまして、そうして氣の毒な労働者の生命を奪うといったようなことがあつたとすれば、それは日本の將來をも、日本の再建をも考えていないところの、まことに國賊的な考えであると思はるべきであります。そういうことは、たれも考へてはなりません。みんなが協力一致して、労働者も使用者も、ともに協力一致して、眞剣になつて日本の再建に働いてこそ、初めて國民としての誇りも持ち得るし、日本の前途に光明があるのであります。それをなくするといふならば、これはわれ／＼としても、そういう人々には、よく國家の前途を憂へて、ともに相携へて再建のために盡すような方策を、講じて行かなければならぬといふように考へております。しかしながら政府としましては、経済九原則の線に沿ひまして、ぜひともやつて行かなければならぬ制約があります。それは御承知の通りかと考へております。何としまして、ただいまの日本再建をはかつて行きますためには、それはドッジ公使が言われたように、竹馬でもつて、大地に足をふんまていなくところの立場に立つておるといふことは、これは小川委員も御熟知あそばされておられることと思ひます。そこで大地に足をふんまて、ほんとうの日本の再建をはかつて行くためには、やらねばならぬことがあるのであります。そのやらねばならぬところの最小限度においての企業整備、これが必要であることは

御了承がいただけると思ひます。そういうことによつて失業者が生じたなら、これは何とするか。それは政府としましては、過日皆様方にも御審議をいただきまして、緊急失業対策に関するところの法案も通していただきまして、また本日の本会議におきましては、失業保険法の改正につきましても、やはりこれも通していただいております。やうなわけでありまして、そこでこれらの失業者に対しては、緊急なる処置を講じて、何としてもこれは一時的なる生活の保障を與えてやらなければならぬ部面に関する処置としては、一應体裁を整えたつもりであります。その予算につきましては、これはまことに少いではないかといふことについて、過日も土橋委員から非常にきつておしかりを受けたのであります。が、それもその事態が突発して來るならば、政府としては快刀乱麻、やる覚悟を持つております。そのためにはわれわれとしても、非常な苦心もいたし、努力をいたしておるわけでありまして、どうか御了承をいただきたいと思ひます。

○春日委員 今度の法案は、大体見まして初めからおしまいで、全部異議のある法案ではありませんけれども、まづ総論的な問題として、次の三つのことを簡單にお答えしていただきたい。第一にこの立案にあたつて、憲法及び極東十六原則の精神を尊重したか、無視したか。これはイエスカノーでよろしいと思ひます。第二は、自主的、民主的、健全な労働組合という言葉を使つておられます。しかしその自主的、民主的、健全な労働組合というのは、一体どういふふうなものか。これを具体的に、そんな抽象的な言葉でなくて、説明していただきたい。これがわからぬとこの法案の論議は進まない。

第三番に、現在行われており、またこれから出ようといふ企業整備、首切り、賃金引下げ、遅拂い、工場閉鎖、こういうものをやるために、この法規の改悪をやらねばならぬのかどうかこの三点について簡單に御答を願ひたい。

○賀來政府委員 第一点は憲法及び十六原則を十分尊重をいたしました。第三点は、首切り、企業整備あるいは遅拂いをするために、やつたものではございません。第二点の自主的、民主的、健全なる組合の具体的な例と言われますと、はなはだ困るのであります。が、これは現在の組合におきましては、かような組合は多数存在してあるといふことで、御了承願ひたいと思ひるのであります。

○春日委員 それでは非常に不満足であります。自主的、民主的、健全なといふ言葉、この健全とは一体何かといふことの判断になると、それ／＼概念の内容が違つて來て、このポイントが合わないければ、議論にならない。たとえば黒いものがある。これを黒いと言つた。片方は、これは白いと言つた。これは水かけ論です。このポイントを合せておかなければ、法案の審議は進みません。その意味で自主的、民主的とはどういふものか、これは非常に大事な問題です。もう一度御返答を願ひます。

○賀來政府委員 われ／＼の所期いたしております健全な組合と申しますのは、現行法の所期いたしております内容、あるいは今度の改正法案に盛り込まれております内容を十分に保持し、また十分にその線に沿つて活動してもらつておる組合だと、こゝろお答え申し上げます。

○春日委員 そうすると、結局この法案に従うような組合を稱して、政府は自主的、民主的、健全な組合、こゝろ理解しておるといふように解釈してよいわけですね。

○賀來政府委員 さういふ心得でございます。

○春日委員 そこで第二番の問題から入つて行きますけれども、先ほども小川委員からいろいろ発言がありましたが、この法律の第一條を見ますと、日本語としてはほとんど体をなしていないやうな妙な書き方をしてある。しかも使用者との交渉において対等の立場に立つ「労働者がその労働條件について交渉するために自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために」云々といふやうになつておつて、どこに一体重点があるかわからない。そしてこれから受ける印象から行けば、大体団体交渉とか、あるいは代表者の選挙、そういうことが労働組合の活動の主たるものであつて、その他のものは付屬的なやうに考えられておる。そういうことになると憲法二十八條に違反して來る、抵触して來るといふやうに私は考へておるが、どうですか。

○賀來政府委員 この表現が非常にまづいといふおしかりには恐縮いたしますが、第一條において書いておりますのは三点になつております。第一点は労働者の地位の向上、第二点は團結権の擁護、第三点は団体交渉権及び手続の助成、こゝろいふやうになつております。

○春日委員 そういふことなら、それをはつきり書いてもらいたいと思ひます。たとえば極東十六原則でも「労働條件を防護し改善する爲」「右目的を以て産業労働協約を交渉する爲」「平和的民主的日本の建設に団体として参加する爲又は正当の労働組合としての利益を増進する爲」こゝろいふやうにはつきり書いてあればわかる。こゝろいふやうにしなれば――特に法律といふものは、一度出せば――どうにでも解釈されるといふおそれがありますから、これははつきりさせなければならぬ。

それから第二項でありますけれども、先ほど來、暴力の行使は労働組合の正当な行爲と解釈されてはならないといふ点を特に入れたことが、改善であるかのように言われておりますけれども、しかし暴力を使つていいといふやうなことは、常識的に言つてもこれはもう否定されるべきことであつて、先ほどの小川委員の答弁においてあなたが言われたやうに、産業の興隆といふことは、わかりきつたことであるからいいといふやうな理論から行けば、暴力の行使といふやうなものは、當然書かなくてもよいことである。これをこゝろに、なぜ書くかといふ点なのであります。

○高橋(一)政府委員 暴力の行使がいかぬといふことは、健全な常識から考へて当然であると思ひます。しかしながら今までの組合運動に関するいろいろな文獻の中には、ある種の暴力を肯定するかのやうに誤解されるやうなものもありましたし、また現実の組合運

動におきまして、そういう事例が多々あつたのであります。従いましてその点を、きわめてあたりまえのことでも、やはりあたりまえでないかと考える向きもあるのではないかと、この例はやはり特に規定した方がよろしいというふうな考へておるのであります。

○春日委員 そういうことになれば、もう一から十まで全部規定しなければ、そう考えられる向きも出て来るわけです。しかし私がここで問題にするのは、この暴力行為云々というように、これを特に書くことによつて、その中に含まれる暴力の解釈いかによつては、これはおそらく戦争前の労働運動に對して加えられたと、ほとんど同じような弾圧が加えられて来るというおそれが十分にあるという建前から、これを問題にするわけですか。たとえば労働省から出した「労働運動に附随して発生した刑法犯等事件の概要」というのを見ますと、ここに暴力行為、傷害、業務妨害、不法監禁云々と書いてある。たとえば交渉をやつてそうして資本家が逃げる、待つてくれと言つても、それはもう不法監禁だといふようになれば、これはいくらでもひつぱれることになる。現にそういう傾向が非常に強くなつてゐる。それだけでなくして、最近の刑法犯が起つた事例として、農和工業の労働争議、あるいは東芝川岸、旭化成、東芝加茂工場というものを四つばかりあげておる。この農和の事件なんかを見ても、こういう暴力が一体何で起つたか、むしろあの時の事情を見れば、ここには「全金属加入をめぐり、組合が分裂し、第一組合、第二組合の対立激化の拳闘」云々、

そうして暴力が起つたというふうな、ずつと上すべりを書いてあるけれども、しかしこれは全金属加入をめぐつて、資本家の方で団体協約の否定をやつて、第二組合をつくらせ、そして第一組合に第一組合を圧迫させるというふうな行為をしたために、これが起つてゐる。それから三越の労働組合というものをあげられたけれども、あゝいゝのは日本の労働運動全体からいへば、ごく特殊なものだ。そういうものを事例として、そうしてこういう規定を設けて、あとは解釈だからあなたの方におすきにできるといふ形でやつて行くといふことは、これは憲法の精神からいふもの、ポツダム宣言、十六原則、そういうものの精神からいつても、非常に逆行したやり方である。こういうあいまいな、何でも解釈のつけられるような規定を設けて、それで労働運動を取締ろうといふことで、はたして民主的な自由な組合ができるか。労働組合の中で、そういう暴力を使うような組合はどんなに制されて行くので、そういうものを、こういう規定によつて政府が取締るといふような考え方でいいかどうか。そういうことは私は非常に大きな弊害を持つと思ふ。

○高橋(一)政府委員 従来の労働運動に際しまして、刑事事件が起つて、起訴され、処罰されたものも相当数あります。三愛美唄の人民裁判のように、数十時間にわたつて監禁して、いろいろむりなことをやつたといふような事案、あるいはそれに似たような事案が大部分であります。それから東芝川岸といふたようなものは、裁判所の仮処分命令の執行に對する、実力による反

抗でありまして、これらは組合法第一條第二項によりまして、絶対に免責されないといふふうな考へておるのであります。多くの事件の中には、検査しないでも、と思ふようなものも若干あつたかも知れません。また今後從來のやり方を、今度の第一條第二項の但書の追加によりまして、何か非常に廣げようといふような考へは、毛頭持つておられません。また今回の改正ではそう廣げられるはずはないのであります。でありますから、決して昔のような、いわゆる弾圧といふふうには、実は考へておりません。

○春日委員 三愛美唄といふものは、つておきの一つきりのもので、全國で何千百と争議が起つておるし、団体交渉は何万回かやられておる。その中の二つや三つ、ここに出ておるのは八つしかない。八つや九つの組合においてそういう事件が起つたからといつて、それでもつて労働法規を改正するといふことはナンセンスだ。ことに東芝川岸の例は、差押えを妨害したといふが、あれは東芝からの調査、それから國警長官等から聞いてみても、妨害したといふことになつていない。妨害を予想して警官を千何百か動員したので、事実妨害してない。しかも仮処分の申請が四日になされて、しかもその日付を消して八日に受付けたこととして、九日の朝の五時に和峠を越えてトラツクで千何百の警官を送つておる。暴力行為があるものと推定して、實際拒みもしないものを推定してやつた。だから抵抗してない。ちやんと差押えが執行できている。そういう不足した認識をもつて、暴力行為といふようなことを書かれたのでは、

これは労働問題として大問題になる。であるから、私が言いたいことは、こういうものをかえることはけつこうだ、現在現行法にも労働者は満足していないから、けつこうだが、最初の案をつくる時なら、実績がないのだから、外國の経験等をつくるということにはよろしいけれども、現在では三年間の経験を持つてゐる。だからその経験を具體的に調べて、どこに弊害があるだろうかといふことを、審議會をつつて調べて、せめて半年でもかかつてつくつたといふなら、りつぱなものができるけれども、そういう不足した一方的な見解で、こういう案をつくつて出して来るといふことは、非常に輕率なことではないか。だからこういう暴力といふ言葉が、その調子で解釈されはせぬかといふ心配が出て来るわけだ。だからこういうのは削つた方がいいのではないかと思ひますが、どうですか。

○高橋(一)政府委員 やはり暴力などといふのは、だれが考へましても、どうとも認めらるべきものではないと思ひますので、この原案は削る必要はない、むしろあつた方がやはりよろしいといふふうな考へておるのであります。

○春日委員 それでは、そこまで行つたらこの問題は終りにしまして、その次に第二條を見ますと、えらいことが書いてあります。大体第一項に「役員、雇入、解雇、昇進又は異動に關して直接の権限を持つ監督的地位にある労働者、使用者の労働關係についての計画と方針とに關する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが当該労働組合の組合員としての忠誠と責任とに直接に關する監督

的地位にある労働者」こういう者は利益代表と認めて、組合から排除する。先ほど賃來政府委員は、そういう数は大したことになるまいと云つておりましたけれども、こういう規定ができると、一体どういふことになるか。これは要点だけ出しておきますが、大体この試案が出されて來、通牒が出されて來るといふ形勢になつて、東芝の会社では、組合に對してこういう団体協約を持つて來ておる。第一章から始めて百何條にわたる膨大なものです。しかもその中の要点になつておるものは、大体連合会及び組合が、会社の経営權がすべて会社にあることを確認する、そして一切の首切りとかあるいは人事異動、そういうことは会社の権限だから、口を出してはいかぬ、こういうことになつてゐる。ところが、経営權は会社にあるかもしれないけれども、首を切られるといふことになる。労働權が侵害される。やはりそこに問題が起つて來るのであります。一方、そういうことを規定しておる。一方的に全部やれるようにといふことを要求して來ておる。さらに問題になるのは、この協約案の第五條でもつて、左の各号の一に該當する従業員は組合に加入しない。役付職員、資格職員、役付工員、主事待遇の工員及びこれらと同格以上の嘱託、こうなつてゐる。これだけの者を入れないと、東芝二万六千人のうちで、大体六千人が組合から排除される。こういう事実が現に起つて來ておる。それをここにちやんと書いてあるけれども、この法文の第三條を見ると、「この法律で労働者とは、職業の種類を問はず、賃金、給料その他これに準ずる収入によつて生活する

者をいう。とはつきり規定をしておる。そうして憲法二十八條には、すべて勤労者は團結する權利を有すると言つておる。そうしたら——このわずかに二万五、六千人のうちで六千人以上の労働者である——先ほども小川君が言つた四分の一の人間が、この團結權を排除されるということが、はたして憲法に違反しないと言えるか、この点御明答願いたい。

○賀來政府委員 東芝の労働協約案につきましては、今初めて承りますので、さような役付工員というような者を入れました意図がどこにあるのか、私の方ではわかりませんが、われ／＼といたしましては、本法案の第三條で、労働者というのは賃金をもらうものであるという定義をいたしております。ただこれでは組合をつくるという範圍の者につきましては、第二條でこれを規定いたしておるのであります。使用者の側に入りまます者が、團結をいたしまして、組合なり何なりつくるというところは、何ら禁止をいたしておるわけではございません。ただそれらの使用者側に属するような者が組合をつくりましても、それは本法にいう組合ではないというのであります。従いましてこの法案が、かように組合の自主性を保持するために、使用者側の利益を代表する者はこれに入つてはならないという規定を設けますことは、何ら憲法の違反にはならないと考えておる次第であります。

○春日委員 だいたいのお話を聞くと、大分妙な話なんですが、この労働組合法は憲法第二十八條の條文を具体化したのだ、こういう答弁であつた。これは速記を調べてもらえばよくわかる。

○賀來政府委員 私の申しましたのは、憲法二十八條に基づきまして、人民が團結をして一つの團體をつくることは自由であるということでございます。ただ労働組合法に基く組合、労働組合をつくるという場合には、その労働組合の性格というものは、当然使用者側がこれに加入してはならないのでありますから、さような規定を設けますことは、何ら憲法違反ではないというところを申し上げた次第でございます。

○春日委員 当然使用者側が加入するのは違法だと言つけれども、使用者を入れた労働組合というものはナンセンスである。実際に労働組合が、そういう者は現在までに排除しておる。そしてこれらの係長がまずいとか、課長がまずいとか、部長がまずいとかというようなことは、実際の労働運動の経験の中で、つくり出して來ておる。そういうことを政府の少數の役人の頭できめて、押しつけることが民主的か、大衆の経験でやつて行くことが民主的か、どつちが民主的か、この点をお答え願いたい。

○賀來政府委員 この法案におきまして範圍をきめましたことは、これで押しつけようというのではございませう。労働組合が自主的にみづからの規約においてある範圍をきめて、その者は組合員とすることをきめられることは自由であります。ただ、いかなる法律といえども、ある程度の公益を與えるという以上、それを與えるに値するだけの制限を付するということは、これは當然許されておると考えておるのであります。

○春日委員 そこでその次の問題に入つて、からめて質問しますが、たとえば第五條で、労働組合は労働委員會の承認がなければ、法の保護を受けられないというふうになつております。そうすると、たとえば労働者は團結する權利がある。それから十六原則というものから見ても、使用者が圧迫してはならぬということがきめられておる。それでこういう労働組合法がなくても、團體交渉をし、ストライキをやする權利がある。そういうことになると、こういう法律はなくてもいいということになるのではないですか。

○賀來政府委員 御意見にもありますように、労働者が團結をいたしまして、そして労働組合をつくる使用者と團體交渉をし、爭議をすることは、何ら禁じておるわけではございません。ただ本法並びに労働關係調整法によります手續に參與し、また本法によります救済を受けるためには、この第二條及び第五條に規定しておりますところの要件を備えなければならぬというところを、きめておる次第でございます。

○春日委員 そうすると、結局この法によつて與えられておるところの、労働組合のいろいろな手續なり、特典なりというものが得られないということになれば、同じ労働者を差別するということになる。労働組合をつくり、團結したために、現に労働者自身が差別することをやつておるが、これはどうなんですか。

○賀來政府委員 私の申しましたのは、この二條にもありますように、本法による手續に參加し、またその救済を受けることができないということをして申し上げたのであります。この本法の中には、さような労働組合をつくらなくとも、労働者個人といたしまして、あるいは労働法におきましては爭議團といたしまして、その手續には參加することのできる規定もあるわけでございます。

○春日委員 そういうことになると、見解の相違で水かけ論になるけれども、結局さういううるさい資格をつくらなくとも、爭議團としてつづらうと、何でもやろうと、やはり労働者としての權利を行使せよということの手続なり、救済を受けたいという者には、全部受けさせるようにすべきではないか、私はそう考える。

○賀來政府委員 御意見にもありますように、政治的な信條の問題、これは憲法でもつきり保障されておる。政治的な信條いかにかわらうとすることが、はつきりきめられておる。ところが第五條の第二項のところ來まして、第四番目、「何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によつて組合員たる資格を奪われぬこと。さういふふうになつておる。政治的信條というものは抜けておるけれども、政治的信條が問題になる場合には、組合員たる資格を奪われてもよろしいという含みを持つておるのかどうか、この点をお聞きしたい。

○高辻政府委員 お答えいたします。憲法の十四條の規定をもつての話であらうと思いますが、憲法の十四條の規定は、國民が法的取扱ひにおいて、不平等な取扱ひを受けてはいけな

うのが、実は主眼なんです。従つて法律でもつて、信條によつて國民を差別待遇するといふようなことがありますれば、これは明白に憲法に違反するといふことが言えるかもしれませんが、しかしながら個々の労働組合が私法的自治の範圍内において、その規約において特別の差別をすることまでも、その余地を残しておくとすることが、直接に憲法違反になるといふふうには考えられないと思つております。

○春日委員 そうすると、なんでこういう第四項をつくるか。さういふ論理から行けば、人種、宗教、性別、門地、身分、さういふものによつて差別を受けたつて何もさしつかえないといふことになるじゃないですか。何もこのとらに政治的信條だけ抜く必要はない。その論理から言ふならば第四項を全部削つてしまつていいのではないか。

○賀來政府委員 五條の二項にこれらの規定を入れましたことは、ただいま高辻政府委員からお答へえのありましたと同じ考えを、われ／＼も持つておりますが、少くとも労働組合では、最小限度これらの事項で差別をしてはいけな

いぞというところを示したのであります。

○春日委員 それで少くとも人種、宗教、性別というけれども、人種、宗教、性別、門地といふことは労働者の中で——私なんか家柄が割合にいい方だけれども、家柄なんといふことは問題にならない。それは事実ですよ。さういふことは問題にならなくて、むしろ労働組合で一番問題になるのは、社会民主主義者か、共産主義者か、あるいはブルジョア・デモクラットか、

そういうことが問題になる。実際にあつて、これで差別してもいいといつて認めることは、労働組合を分裂させることだ、そのことをこの中に含んでおる。それがはたして健全なる、自由な労働組合を育成することに当るかどうか。これは大問題だ。これこそ問題なんだ、性別や宗教なんて問題ではない。

○賃率政府委員 かつて新潟縣の事件でありましたが、労働組合で共産党員を除くという規約をつくつて、これが適法であるかどうかという疑いがあつたときに、当時労働省といたしましては、そういうことは妥協ではないという解釈をいたしたのであります。そのときに実はGHQの労働課の人と話し合つたのでありますが、労働課の人はこういう言葉を使つておりました。違法ではないが、妥協ではないという言葉のつかひ方は、妥協ではない。これは不名誉である。こういうふうな言葉を使うべきだということを言われたことがあります。まことにいい言葉であるが、私もそのときは考えたのでありますが、事実こういうような規約がありまして、これは最小限度から申しまして、日本の労働組合の諸君が共産党員なるがゆえに、あるいは民主自由党員なるがゆえに、これを組合員にしないというふうな規約をつくり出すことは、これは労働組合員にとつては不名誉であるといふことは考へるものであります。さういふことはおそろしく現在の労働組合員といたしましては、あり得ないといふことをお答えいたしたいと思います。

○春日委員 その意味でこの第四條というものは、実に不名誉な條文だと私

は思う。だからこれは削られたらどうかと思うのです。

そこで次に移りまして、労働組合の自主的、民主的ということに非常な強調されておりますけれども、自主的な労働組合というものは、極東十六原則には十番に、労働組合の結成は労働者自身から起る民主的表現と創意の過程たるべきである、と書いてある。そのあとに使用者云々ということを書いてある。そうすると、第五條の労働委員会の認証を受けなくてはならないという規定は、明らかに一つの範疇を——いろいろ資格をきめて、それに合わないものは労働組合じゃないといふことになる。そうしたら、労働者がおれの氣に入らなければ、認証は受けれないのだ。そうすると、自主的、民主的な労働組合の存在は許されないのだ。政府の官僚のつくつたわけにはまつた組合だけが、労働組合だといふことになる。これは産業報国会、ドイツの勤勞率仕團になる。その点どうお考えになるか。

○賃率政府委員 五條二項に規定してあります内容が、産業報国会的なものであります。あるいはドイツのヒトラー時代の組合の内容を持つものであります。御意見のようないふことになると考えますが、ここに規定してあります五條二項の要件は、当然民主的な労働組合が備へべき要件を、一應最低限度はこういう標準でありまして、規定したことを、規定したに沿うような労働組合がわれ／＼といひましては、きわめて自主的、民主的な組合があると、かように考へておる次第でございます。

○春日委員 この規定の中にも、決していいものばかりはないと思う。少くとも一番の「名称」二の「主たる事務所の所在地」三の「連合団体である労働組合」云々、こういったところのものは、いろいろ役所で取締りなんかする都合上、名称や所在地がわからなければ困るから、これは届け出る必要があるけれども、そのあと規約の内容を、どんないいものであらうと、一々さしずするといふことは、押しつけだ。決して自主的ではない。どんないいものでも、押しつけたものは自主的じゃない。しかもそれがいいものかといふと、決してそうではない。今四項を私言いましたけれども、第三番には終りの方に「すべての問題に參與する権利及び均等の取扱を受ける権利を有すること」といふことになっている。ところが、これをこの間の説明で聞きますと、青年部というふうなものがあつて、青年部の執行部選挙に参加して、また一般の選挙に参加する、二重の取扱ひを受ける、これは均等でないから、そういうのはいかぬという解釈である。現在組合青年部というものは、ほんとうに組合を民主化して、今の産業を守つて行くという戦いの先頭に立つてゐる。これを均等な権利でなくして、二重に権利を使うからいかぬといつて、つぶすといふことは、労働組合の一番進歩的な、民主的なものをつぶすことになる。この点に対する見解をお伺ひしたい。

○賃率政府委員 青年という一つの張り切つた意氣と体力を持つておりますものが、同類意識と申しますか、同じ利益を守り、またお互いに相携えて組合の民主化、あるいは日本の民主化に

努力して行くのではないか、お互いに研究もし、お互いに切磋琢磨して行くのではないかといふこと自体は、それはわれ／＼反対してゐるわけでもございせん。特に婦人の問題はそうなのであります。婦人は特殊な労働条件があるわけでありまして、従ひまして婦人部というものをつくりまして、お互いの利益を守り、地位の向上をはかつて行くといふことも必要であると考えております。そのことと、二重の投票権を持つといふことは、別に考へなければならぬのであります。われわれは二重投票権を持つことには反対であります。その二重投票権をやらな

いからといつて、それがために婦人部、青年部がつぶれるような状態ではない。かように考へております。ただ、婦人部の方の意見をいろいろお聞きしたことがあります。非常に多数の婦人がおります工場では執行委員が出せる。しかしながら千人のうち五十人しかいないという場合には、執行委員がな／＼出にくいじやないか。二重投票がいかにいふことは認めますが、そういうことになりまして、執行部に婦人の意見が出ないので困るが、その際どうするかといふふうな御意見がありました。これはごもつともだと考へるのであります。さうな場合にはおきましては、千人のうち五十人が婦人でありまして、残りの九百五十名の男子といふものは、やはりその趣旨を認めて、いかに数字は少くとも、婦人からは執行委員が一名出るように何らかの規約をつくりまして、二重投票にはならないような処置を講ずべきではないか。こういうことを申ししたことがあります。

○春日委員 そこで均等な権利といふ問題でありますけれども、そういう趣旨で婦人部、青年部の意見が執行部に代表されるということの必要は認めておるが、二重の権利を使うといふことは、理論的な矛盾がある、だからいかぬといふふうな言つておられるのですけれども、そういうことになる、労働省自体がその誤りを犯してゐる。たとえば産別民同というものがあつた。これは一体何だ。労働組合だ。あれは何も特殊な労働組合ではない。産別民同と言つておつて、東芝の堀川町にも民同がある。どこの工場にもある。半分ずつとか、三分の一とか民同がある。國鉄にも民同がある。日通にもある。電産にも民同がある。これは労働組合の一つの分派ですよ。これは独立した労働組合ではない。それは認めるでしよう。しかもこの産別民同に機関紙の紙も割當をやつてゐる。なぜやらか。労働省がそういう分派を育成して、一方で民同は機関紙をもらひながら、しかも日通なり、電産なりの労働組合の組合員の権利を行使してゐる。紙の点にまで二重のことを労働省はやつておる、この責任をどうとるか。

○賃率政府委員 私がこの法案で申しましたことは、一つの組合の中で同一の組合員が二重の権利を行使することにはならぬ。こういうことを申し上げたのであります。これは御了解願へると思ひます。産別民同に紙が特別に行つてゐることは聞いておりますが、これは紙の配給の委員会において決定したことでございまして……

○春日委員 そういうくつは私は成立たないと思う、政府というものは統一されたものですから、その中でまと

つてゐることは聞いておりますが、これは紙の配給の委員会において決定したことでございまして……

つてゐることは聞いておりますが、これは紙の配給の委員会において決定したことでございまして……

まりのつかない、ごた／＼のものじやないと思う。ただ分業しているだけのもの、紙の配給を委員会でもやらうと、やつぱり労働組合に関する限りは、労働省が責任を持たなければならぬと思う。そういう逃げ口上は許されないと。

○賀来政府委員 政府が全体として行政に当るべきであり、全体として責任を持つべきだということばかりです。が、この紙の配給の事務及び権限は、配給委員会が持つておりまして、われわれの関知せざるに、このことが決定いたしておるということを御了承願います。

○春日委員 それでは今の平等の原則から言へば、そういうものは取消すべきだという意見を労働省で出すべきだと私は思う。たとえ参議院の公聴会で民同を代表して細谷君が出ておる。そういうものをちやんと認めておる。こういう点であなた方の論理に矛盾がある。私は産別民同を特にいじめようとは思わぬけれども、あなた方は都合のいいときは、へりくつを言つて、しかも自分たちが御用組合をつくらうというときは、そういうむちやをやるからその論理の矛盾をついておるので

す。その次にこの五條の点で、労働委員会に第二條及び第二項の規定に適合することを立証してもらつて認証を得よ、こういうことを言つておる。この点は最初の試案では、都道府県の知事、あるいは労働大臣がこれを認めるという許可制であつたように私は思う。これはとにかくただ届け出て、認証を得るということになつておる。しかし認証を得なければ、少くとも一人

前の労働組合として認めてもらえない。どうしても認証を得なければならぬということになる。ところが、それを認証する労働委員会というものは、一体どういふものかということになつて来ると思ひます。そこで労働委員会の方の規定でありますけれども、私は一番問題になるのは、労働委員会の構成だと思ひます。委員会という名前をつけても、それはお役所の場合もあるし、ほんとうの意味の委員会の場合もある。ところがこの一番大事な点で、労働者側の委員、それから資本家側の委員というものは、労働者を代表する者が労働組合の推薦に基いて労働大臣が委嘱するとなつたのを、今度は任命するといふふうになつた。そうしたらこの労働者委員と使用者の委員というものを、労働団体なり、資本家団体に推薦せよという意味は一体どこにあるのか。

○賀来政府委員 労働者及び使用者の委員の任務をいいたしますところは、使用者は使用者の利益を代表し、労働者は労働者の利益を代表いたしまして、そこに公益を代表する委員と一体としての委員会をつくらう、この労働関係の問題の処理に当るといふのは御承知の通りであります。つきましてはこの委員を委嘱するにあたりましては、やはりそれ／＼の団体の意向を聞きまして、その意向を尊重いたしまして任命すべきだ、こういう建前をとつておるのであります。

○春日委員 そうすると、労働者側の委員といふものは、労働者特に労働組合の意向を代表するものでなくちやならぬ。またそういう趣旨で労働者の委員を出しておる。ところがそれを任命と

いう言葉で今度は申し出ておられますけれども、委嘱する場合に、少くとも労働組合の圧倒的多数の投票を得た人を得票順によつて委嘱する。委嘱するといふことを一つの手続と見れば、投票の順位によつて五名なら五名を委嘱することになる。今までの実情からいつても、やはり選挙のあるときには、いろいろ主張の違ひ労働組合で話し合つて、何名といふようなことで選挙して出しておつた。そういうことにして、全体が代表されるようになつておつたのを、去年の長野、福島、神奈川でも、東京でも群馬でも、ほとんど全国で、労働組合の意思に反して、労働組合の希望しない者を任命しておる。こういうことになれば、労働委員会は労働者の意思を代表するものではなく、政府のお役所になつてしまふ。労働大臣の意思に迎合するといふか、その意向に沿う者だけを任命すれば、結局労働委員会という名前であらうとも、労働大臣がその仕事をすると同じ結果になつてしまふ。だからこういうものは任命するといふ言葉はやめて、元の委嘱するにして、しかもそれは選挙により、得票順位によつて選ぶといふようにしなくちやならぬじやないかと私は考へるが、どうですか。

○賀来政府委員 任命するといふ言葉につきまして、ちよつと御了承を得ておきたいと思つておられますが、今度の行政組織法なり、公務員法の関係から、委嘱といふものがなくなつて、政府の行政機関に勤めます者は、みな任命といふ言葉を使うといふことになりましたので、任命ということにいたしましたのでございませう。実質的にはかわりはないと思ひますが、労働者の利益を代表するとして申しましたも、国会議員、あるいは縣議会の議員のように、いわゆる選挙されて出ました代表といふ意味ではございませう。労働者側なり、使用者側の実情がよくわかつておりまして、その利益に立つて労働委員会です十分活動ができる方を選ぶといふことでございませう。労働委員会は御承知のように行政組織法から申しまして、また今度の改正法案によりまして、原状回復命令を出します一つの行政処分をやり得る機構になつておるのであります。さういふ機関でございませう。中央労働委員会につきましては労働大臣、地方労働委員会につきましては知事は、これらの機関に對しまして、国会なり、縣議会に對しまして責任を持つ立場に立つておるのであります。従ひましてそれらの機関の構成員の委員の任命に際しましては、労働大臣、知事は最も完全なりと信じます委員——労働者側のために働き得る委員、あるいは使用者側をよく理解した委員を選任する建前をとることは、当然だと考へるのであります。われ／＼としましては、それらの方々がどういふ方であるかといふことを、使用者の団体に意向を聞き、または労働者側の組合に對して意向を聞くのでありますが、その意向は多数の順位によるとか、あるいはこゝういふ條件によるとか、あるいはこゝういふことでは適当でない、かように考へておるのであります。但しさうにして選ばれましたがゆゑに、知事なり、あるいは労働大臣が、労働委員会の活

動に對してこれを支配する、あるいは介入することは、これは絶対に避くべきだと考へておるのであります。従ひまして労働省設置法におきまして、これが独立して事務を行うといふことを定めることにいたしております。も、さういふ趣旨でありまして、われわれは労働者側なり、あるいは使用者側の委員が、委員会に任命されたがゆゑに、労働大臣や地方長官の意に沿うような、さういふ不正な決定はなされぬものと、かような期待をいたしておるのであります。

○春日委員 そういふ期待はしておつても、実際にどんな頭のよい知事でも、とにかくこの人が適任だ、あの人が適任だといふことを、何十万もいる労働者の中から選出せるものじやないし、また知事の考へでよいという考へ方は、知事の立場に立つた見方なんです。どんなりつぱな人だつて、その立場に立つて、その頭に應じてやる選任だから、結局さういふことが合理化されるということになれば、縣知事あるいは労働大臣が、労働委員会を自分の思う通りに構成するといふことにならぬ。あなたは知事に迎合するようにならぬ。あなたはいふまでもなく、迎合する、しないはともかくとして、とにかく知事や労働大臣の御意になつたものにならざるを得ない。なぜなら、知事の頭から出るものだから……労働委員会そのものが、できたあととはほつて置くと云うけれども、つくるときに、最初からそつちへころがるように、そういうものをつくらうと考へるから、できたあとに干渉するよりは、つくるときにそういうものをつくらうと置く方がお始末が悪い。だから労働

たのでございませう。実質的にはかわりはないと思ひますが、労働者の利益を代表するとして申しましたも、国会議員、あるいは縣議会の議員のように、いわゆる選挙されて出ました代表といふ意味ではございませう。労働者側なり、使用者側の実情がよくわかつておりまして、その利益に立つて労働委員会です十分活動ができる方を選ぶといふことでございませう。労働委員会は御承知のように行政組織法から申しまして、また今度の改正法案によりまして、原状回復命令を出します一つの行政処分をやり得る機構になつておるのであります。さういふ機関でございませう。中央労働委員会につきましては労働大臣、地方労働委員会につきましては知事は、これらの機関に對しまして、国会なり、縣議会に對しまして責任を持つ立場に立つておるのであります。従ひましてそれらの機関の構成員の委員の任命に際しましては、労働大臣、知事は最も完全なりと信じます委員——労働者側のために働き得る委員、あるいは使用者側をよく理解した委員を選任する建前をとることは、当然だと考へるのであります。われ／＼としましては、それらの方々がどういふ方であるかといふことを、使用者の団体に意向を聞き、または労働者側の組合に對して意向を聞くのでありますが、その意向は多数の順位によるとか、あるいはこゝういふ條件によるとか、あるいはこゝういふことでは適当でない、かように考へておるのであります。但しさうにして選ばれましたがゆゑに、知事なり、あるいは労働大臣が、労働委員会の活

委員会にやらせるといふことは、第一次試案の知事が決定するといふことと、内容においてはほとんどかわるところがない。先ほど、世界に對してもこの法案がと言われましてけれども、第一次試案ではあまり世界の輿論を刺激し過ぎてはかしいから、表面的につくりかえて、中身はそれでやつて行かうといふふうにならざるを得ない。あなたのかまかい説明を聞いておつても、第一次試案で脱けておつたなと思ふものがみな入つておると思ふ。それじや何にもならない。それで労働委員会の問題になると、そういう官僚の労働委員会支配、あるいはそういうものが労働運動を支配するといふ傾向が、非常にたくさんある。これは都合の悪い者があつたときに、やめさせるといふことになつておる。これをどうに発動された日にはどうにもなる。これを濫用するか、しないかの問題であるけれども、濫用し得るといふ條件があるのだから、すればいくらでもこれは罷免できる。それから公益委員が準司法的なものは専断するといふことについて、今までの労働委員会の三年間の経験では、公益委員といふものは大體資本家的な常識でものを考える人が割合多い。だからそういう人たちに専断権を與えれば、どうしても労働者に不利な結論が出るを得ない。中立といふものは、労資の代表があつてがなんもむからこそ、ここで中立性がでて来る。このが／＼もむことをとつてしまつて、右も左もない絶対の中立といふものはありはしない。両方から攻めるからこそ、中立が出て来る。そ

れを専断権といふものを規定しておる。それから中労委の権限を強化しておる。規則もつくらせる。重要な事項について優先的に管轄もやらせる。あるいは二審制の決定についてくつがえすこともできる。非常に権限を強化した。これもお役所と同じことだ。だから労働委員会は労働省の外局であるといふこと、実際に労働大臣に附屬した統制機関となつておる。労働委員会のこの規定は、やはり全面的に考え直す必要があるのじやないか。労働者に選挙させ、資本家に選挙させ、推薦でもよろしい、それをそのままやらせて、そういうところの決定には、労働組合のいろいろの問題についての権限を十分與えてやらせて行く。一番最初の労働委員会のころのやり方はそういう傾向だつた。それがだん／＼統制するようになった。この法文を確定するに至つては完全にお役所だ。これではどうにもならない。それは民主的、自主的労働組合はどうなる。認証があり、さらにこういうこまかい／＼な條件を経たものでなくちやならぬ。そうするとこれは御用組合ではないか。政府みずから御用組合をつくる法律が、この労働組合法案であるといふことになる。この点について御意見を伺いたい。

○賀來政府委員 御意見といたしましては、さような御意見は成立し得るかとも思ふのであります。ことに労働委員会制度を、全然選挙制度によりまして、これにある程度の労働行政的な仕事をさせたらどうかという意見は、一應意見としては存在いたしておるのであります。ただこの際申し上げたいと思ふことは、ただいま春日委員が、現在の中央労働委員会は、当初においてはそういう状態であつたといふ、春日委員のお立場から言いますと、おほめの言葉だつたと思ひますが、実はあの時は私もおりまして、今おほめにあつたような氣持になつております。それには感謝をいたしては、かような考え方を持つております。今春日委員が御心配になつておられます。今委員会は御心配になつておられることは、これは委員会自体の人の構成の問題もありますが、われ／＼といたしまして、非常に憂慮するものであります。委員会といふものは、その事務の性格上、あくまでも民主的な機関であつて、そして労働大臣や、あるいは知事の支配を受けないものにならなくてはならないと考えておるべきであります。本法案に規定いたしておられますが、直接さやうになるとは考えておりません。これはみづからの運用自体によつては、さやうなことはならないと考えておるのであります。ともにも、もしこのやうな行動をいたしますならば、もしまたあるいは知事なり労働大臣が、委員の行動に對して、これを支配し、介入するがごとき行動をとりました場合には、おそく民主化されたところの輿論がこれを許さないだらう、かやうに見ておるのであります。中央労働委員会にいろいろの権限を與えておられますが、これは私先ほども御説明申し上げましたように、上級、下級の意味の権限を與えておるのではないのであります。所期いたしますところは、できるだけ迅速かつ合理的に労働関係の

紛争が解決するためには、またするの必要であります。するために、從來の経験から申しまして、かような制度にすることが最も適切である、かやうに考えておる次第でございます。○春日委員 ただいまの答弁を聞きまして、非常に運営の面というやうな点を考えておられると言つておりますけれども、きのう青野委員からも出ましたように、現にこの法規が改正されないうち、山口縣のごときは、縣の労働課が資格審査をやり、縣知事の方から労働委員会に要求して、そしてこれは適格不適格というやうな決定をしてゐる。明らかに知事が労働委員会に干渉し、そして労働委員会が、結果から見ればそれに従つて動いておる。しかもまだこの法律がきまつて経過規定もあつたといふのに、そして次官通牒が出てから九十日間という経過も來てないのに、そして強硬な態度をとつて來ておる。こういう点から見れば、そういうことはむしろ杞憂じやなくて、そういうことがないといふやうな希望をすることの方が、はるかに實際から遠いものじやないかといふふうにか、考える。だから、あなた方が労働者の自主的、民主的な健全な労働組合をつくらうといふことをほんとうにお考えなら、こういうことは一切はずしてしまわれて、労働組合の内部の資格の問題とか、あるいは他の組合との関係とか、先ほど言つたやうに、一つの工場に三つも四つも組合が分立するといふやうな問題は、これは労働者の解決にゆだねたらよろしい。たとえばその地区の労働組合なり、一つの産業の労働組合なり、そういう組合の代表者會議を持つて、そこでこういう問題はこ

うふうにしてやつて行かう、大體規約はこやういふふうにして統一して行かうじやないかといふやうに、労働者自身の相談においてやらせる。そしてあなたがきのうから、最近労働者も非常に成長して來て、團體交渉でも何でもきちんとしてやつて來たと云つておる。事實三年間の経験で成長しておるし、無記名投票も、選挙のやり方も非常によくなつて來ておる。こやういふものを、ことさらこやういふだらぬわくにはめて押えて、そして知事なり何なり、そして役人にやらせておる。どんな偉い人でも少数者である。きのう山崎次官などが繰返して言ひ、労働大臣も言ふことは、一部少数者の云々といふことで、よくわかりますけれども、まさにこの法律にあることは、一部少数官僚の組合支配であると思ふ。だからこやういふ問題は、労働組合の代表者會議でやらせるといふやうに私はすべきであると思ふ。大體私はこの点で終りにします。

○土橋委員 昨日以來労働省からいろいろな資料を頂戴いたしておりますが、その資料のうちで、私が持つておる刑事犯罪としていろいろの問題が起つてゐるといふ統計的な資料と、それから組合の會計に對して、こやういふやうな内容があるので、特に規定を設ける必要があるやうに考えられるから、國家試験の資格を持つておる會計士のような者を確保しなければならぬ。それが本案の提案の一つの理由になつておるわけでありまして、また非民主的な組合の一つの例として、三越があつておるわけでありまして、こやういふやうな参考資料を頂戴しております。

すが、この場合に、現在行われておる会社側の非常な不当な労働行為、そういうような内容についての資料がほとんど出ていないわけであり、たとえ終戦以来の労働組合で、特に繊維産業に属する労働者が非常に苛酷な立場に置かれておられます。そういうものに対して、資本家側がその組合を御用化するために、どういふようなことを今日までやつて来たか。それは特に労働組合をつくらないところ、たとえば小さい機械工場、そういうようなところでは、現在労働組合をつくつていないこともあなたの御説明でよくわかったのでありますが、なぜそういうふうな労働組合をつくらない状態になつておるか。こういうような資料がない。あるいは現在賃金の遅滞、あるいは未拂いということが全国的に起つておるわけ、そういうような問題について、労働者側の諸君にとっては、資本家がやつておることは、明らかに不当な労働行為である、それは考えられておるわけですが、そういうような資料、あるいは今日も青野委員から御質問があつて、あなたの方では一應答弁されておりましたが、次官通牒によつて、特に昨年の十二月二十二日の次官通牒、今年二月二日の次官通牒、こういうものによつて、あなたの方ではどうの答弁によりますと、いや経済九原則の実施のためにこういう要請もやむを得ないものがある、と考えるという説明でありましたが、次官通牒は昨年の十二月二十二日に出たわけであり、また今年二月二日に出たわけであり、従つてそういう関係から見ても、どういふような不当な問題が起つてゐるか。たとえば山口県下の宇部

曹達、あるいは山陽電気、そういうような十二の労働組合に対して、縣知事が干渉してゐるではないか。こういうものについて、縣知事が第二條の規定を悪用して資格を奪う。従つて労働組合の正当な権利を奪うというやうなことは、不当ではないかという抗議を出してゐる。そういうものについて、管理当局がきつめて不誠意な、しかもあなたの方の通牒の内容について検討すべきものがたくさんあるが、そういう資料をなぜつくらないのか。あるいはもつと簡単に申しますと、たとえば団体協約に違反した労働契約というものがあつたわけですが、これは西武鉄道の堤という社長が、共産党に所属してゐる従業員に対して、たくさん誓約書を書かせておる。その内容を簡単に申し上げると、私は共産党員であつたが、会社の幹部方のいふ／＼な御意見なり、勧告なり、いふ／＼なことに従つて私は脱党いたします。そうして將來はそういうやうな政党には全然関係いたしませんから、どうか従来通りに雇つてくださるやうに、ぜひともお願いをしたいというやうな誓約書を西武鉄道の社長の堤君がやらせておるわけである。あるいは現在東芝の問題で、先ほど春日君もお話になつたやうに、これについては問題がいろいろあると思うが、あなたの方で通牒を発せられたのが二月二日、これは組合資格に関して、あなたの方で一方的な基準内容をお示しになつたわけ、従つてその内容を会社側としてはさらに悪用して先ほどお話ありましたやうに、ここに原文もあり、また後ほどあなたに差し上げますが、東芝組と資本家側において、そういうやう

な不当な労働行為を、しかもこれは五月中旬ごろまで労働協約の効果があるにもかかわらず、昨年の十一月当初からこの問題を持ち出しておるのであります。そういう労働協約の破棄を要求しておる。たとえばもつと手近な例を言つと、日本セメントの労働組合が、昨年の十一月以後非常に団体交渉をしておりまして、そして組合自身が連合体から単一にかつたわけ、ところが会社側では、単一にかつたから、労働協約は無効である、ということを中心としておられる。あなたの認められた、労政局長賀来としての責任ある文書が出ておるわけ、労働協約が有効である、ということ、あなたも御認定になつておるわけ、ここに近い三多摩の大久野村の西多摩セメント会社というやうなところでも、現在いふ／＼な問題が起つておるわけ、あります。そういうふうな起つて、しかもその内容をいふ／＼調べてみますと、賃金の遅滞、一月には十六日一日分、二月分では賃金の遅滞、五日分も起つておる。さらに三月にはきつめて悪い状態にまでなり、それが今日になつて八王子地方検察廳においても、いふ／＼お調べになつたり、あるいは目下裁判に係争中の事件であります。そういうやうな内容につきまして、特に私が申し上げたいのは、この争議行為に、資本家側では増田道義さんという方、これはいわゆる資本家側の労働ブローカーである。この方のおい立ちを調べてみると、かつて植民地においても、あまり勤労階級のためにお盡しになつていない方である。こういう方が日本セメントの西多摩方面にも入り込んで、しかも宿屋へとまつ

て、そしてこつやつたらしい、あややつたらしい、こつとして来ればこつ出たらしい、こつとしてを、争議ブローカーとして会社側に雇われてやつておる。こういうやうな問題についても、なぜ明確な資料をあなたの方でお出しにならないのか。これが第一点であります。もしあなたの方でこの資料によつて、労働組合側の悪い面を書くやうな資料をお出しになつておるとすれば、次官や大臣が、いや民主主義的な労働組合をやるのだ、あるいは責任確立のためにやつておるのだ、というやうな説明をされても、ここに書いてある内容は、労働組合に対してはあまりおもしろくないやうな内容で、しかも労働組合については、特に農和工業の問題にしても、東芝の川岸工場の暴行事件にしても、九州延岡の旭化成の事件にいたしましても、あるいは東芝の加茂工場事件にいたしましても、ただ外面に現れてゐるその暴行があつたという事実だけについて、あなたの方で御指摘になつてゐる。ところが問題は、政府の支拂いが不十分であるとか、それにならなかつた、資本家側は全部工場閉鎖なり、あるいは今申し上げたやうな悪劣の罪跡を積み重ねておるわけである。そこに現れた過程において、一部分たゞ／＼争議事件があつたといふことのみを取上げて、資料にするといふことは、この内容がきつめて一方的なものに偏して、しかもそのために、労働法規改悪の必要があるといふことを、あなたの方で提案されておるやうに考へるのであります。でありますから、そつでないといふならば、今私が申し上げた会社側の労働組合幹部の御用化の問題、あるいは賃金の遅

拂い、未拂いというやうなものについて、資本家側がこつこつ悪いことをやつてゐるから、この法規ではこつ改正していただきたいという点、あるいは次官通牒はこつこつ行き過ぎをやつておるのだ、私の方はこつこつ声明を出してゐるにもかかわらず、たとえば山口県でも、縣知事に対してこつこつ問題を出してゐる。これは縣知事の方がどうであるとか、地方労働委員会がどうであるとかいふことを、資料としてお出しになるべきである、目下研究中であるかどうか。あるいはこの法案を審議中に、こつこつ資本家側の悪い例について、なぜ労働者側の意見を十分に聞いてやらないのか。それが第二点であります……。

○倉石委員長 土橋君、先ほどごく簡単に一言といふことであつたから許可したものでありますが、なるべく簡単に願ひます。

○土橋委員 東芝の問題について、あなたの方で知らないとおつしやつたのですが、労働協約の問題についてこれだけ出ておるのに、あなたの方はなぜ知らなかつたのか。調査が不十分であつたのか。そういう三つの点について御答弁を願ひたいと思ひます。

○賀来政府委員 資料の提出が不十分であつたといふおしかりであります。が、それはわれ／＼も今御指摘によりまして、不十分だと思ひますので、御要求のやうな資料をつくりたいと思ひております。ただこの際御了解願ひたいことは、さして一方的に故意にかよつたことをやつたのじやないといふことを御了解願ひたいと思ひます。それから東芝の問題について、私は

事実今役員がどうだというようなことについては、初めて聞いたのでありますが、あるいは係のところに東芝の会社の者が来まして、こういうふうなことをやるというふうなことは、相談しておるかもしれませんが、これは構りまして、そういうことがあつたかどうかということを調べて、またお答えいたしたいと思っています。

○土橋委員 それでは今度の会期中に、あなたに今申し上げたような三つの事項については、内容をお示しが願えるわけがありますか。

○賀来政府委員 ただ御期待の程度まで詳しいところに行くかどうかはわかりませんが、あとでどの程度かということ、あなたとお打合せの上でやりたいと思います。

○倉石委員長 ただいま議題になつております労働組合法案及び労働関係調整法の一部を改正する法律案に関する公聴会の公述人の選定につきましてお諮りいたします。公述人の申出の期限は本日の七日正午でありましたが、申し出た者の名簿はお手元に配付いたしてありますから、ごらんを願います。公述人への通知、公述人の出頭の時間的關係から、本日公述人の選定をいたしたいと思ひます。公述人はその数を総員九名といたし、労働組合関係では寺井達夫君、山花秀雄君及び猪狩正男君、経営者関係では鹿内信隆君、前田一君及び別所安次郎君、学識経験者関係では末弘嚴太郎君及び吾妻光俊君及び野村平爾君といたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○倉石委員長 御異議なきものと認め

ましてさように決定いたします。

なお公共企業体労働関係法の施行に関する法律案は、次会に延期いたします。次会は来る十日午前十時より開会いたします。なお十日午前九時三十分より理事会及び明後九日午前十時より公聴会を開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十四分散会